

第4期白浜町地域福祉計画

～みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり～

令和5年3月

白浜町

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化が一層進行する中で、町民の価値観の多様化や新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化などから地域でのつながりは希薄化しています。また、子どもや高齢者への虐待やひきこもり、介護と育児を同時に行っている家庭や生活困窮者の増加など多様化・複雑化する地域課題に対応していく必要があります。



本町では、平成28年度に「第3期白浜町地域福祉計画」を策定し、町民がお互いを尊重し合い、支え合い、助け合う関係づくりを進め、誰もが暮らしやすいまちづくりのために、各種事業の推進に取り組んでまいりました。

この度、新たに地域福祉を総合的に推進していくための計画として、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「第4期白浜町地域福祉計画」を作成いたしました。

本計画では、前回の成果や課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、前計画に掲げた基本理念「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を継承し、地域福祉を推進してまいります。また、障がい、高齢者、子育てといった各分野を横断的につなぎ、相互に調和を図りながら地域共生社会の実現をめざしてまいります。

地域共生社会の実現に向けて、町民の皆様のご理解と、地域福祉活動への主体的な参加が必要不可欠となりますので、計画の趣旨、理念をご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、町民意識調査にご協力くださいました町民の皆様、白浜町地域福祉計画作成委員会でご協議いただきました委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

白浜町長 井 潤 誠

目次

序章	本町の地域福祉計画とは	1
1	—地域福祉計画策定にあたって.....	2
2	— "白浜町" の姿	3
3	—地域福祉に求められること.....	5
4	—計画の目的と性格	8
第2章	福祉のこれまでとこれから	11
1	—統計資料でみる現状.....	12
2	—町民の思い	14
3	—関係団体の声	19
4	—第3期計画の評価・検証.....	22
5	—これからの地域福祉推進に向けて.....	26
第3章	地域福祉の未来に向けて	29
1	—計画の基本理念	30
2	—計画の基本目標	31
3	—施策の体系	33
4	—計画推進にあたっての考え方.....	35
第4章	地域福祉施策の展開	37
基本目標 1	参加・交流による地域づくり.....	38
基本目標 2	地域ネットワークの仕組みづくり.....	41
基本目標 3	サービスが利用しやすい体制づくり.....	44
基本目標 4	安全・安心のまちづくり.....	49
第5章	計画の進捗管理	57
1	—社会福祉協議会との連携の強化.....	58
2	—計画の進捗状況の把握.....	58
3	—庁内の他部門との連携.....	58
資料編	59
1	—町の状況	60
2	—計画作成に係る意見聴取の概要.....	67
3	—用語説明	68
4	—白浜町地域福祉計画作成委員会名簿.....	72
5	—作成過程	73

序章

本町の地域福祉計画とは



1—地域福祉計画策定にあたって

いまこそ、つながろう！

誰一人取り残さない地域共生社会の実現のために

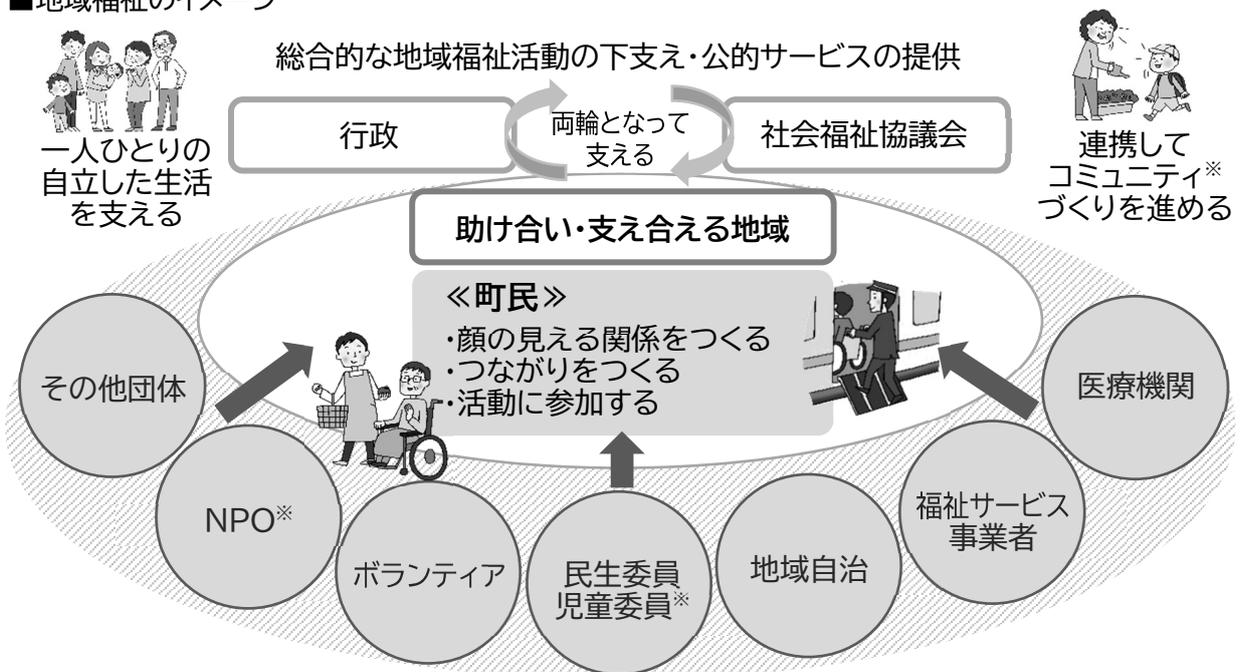
新型コロナウイルス感染症の拡大以降、地域での見守り・支え合いや、活動に参加しづらくなったことにより、居場所の喪失、高齢者の「フレイル[※]リスク」の高まり、地域のつながりの希薄化、孤立・孤独からの自殺や生活困窮者[※]増が懸念されており、新しい日常における新しいつながり方が必要となっています。

白浜町（以下「本町という」）では、高齢者が気軽に外に出て近所の人とつながることができるよう、「ふれあいいきいきサロン」をそれぞれの地域で開催していることに加え、いきいきと暮らすことのできる取り組みや、町民同士の助け合い活動の活性化とつながりの構築を目的とした「ご近所福祉体制づくり住民活動」の展開等が進められています。

引き続き、行政と地域が連携し、要支援者を見つけ支援する体制を強化していくとともに、主体的に活動する町民同士をつなげながら、それぞれが把握している情報を共有することでより効果的かつ継続的な共生のサイクルをつくり上げていくことが重要です。

近年の動向や町民のニーズ[※]を踏まえ、支援の「受け手」「支え手」という関係を越え、地域全体が「つながる」、「孤立・孤独」を生まない、誰一人取り残さない地域共生社会の実現をめざした計画の策定を進めます。

■地域福祉のイメージ

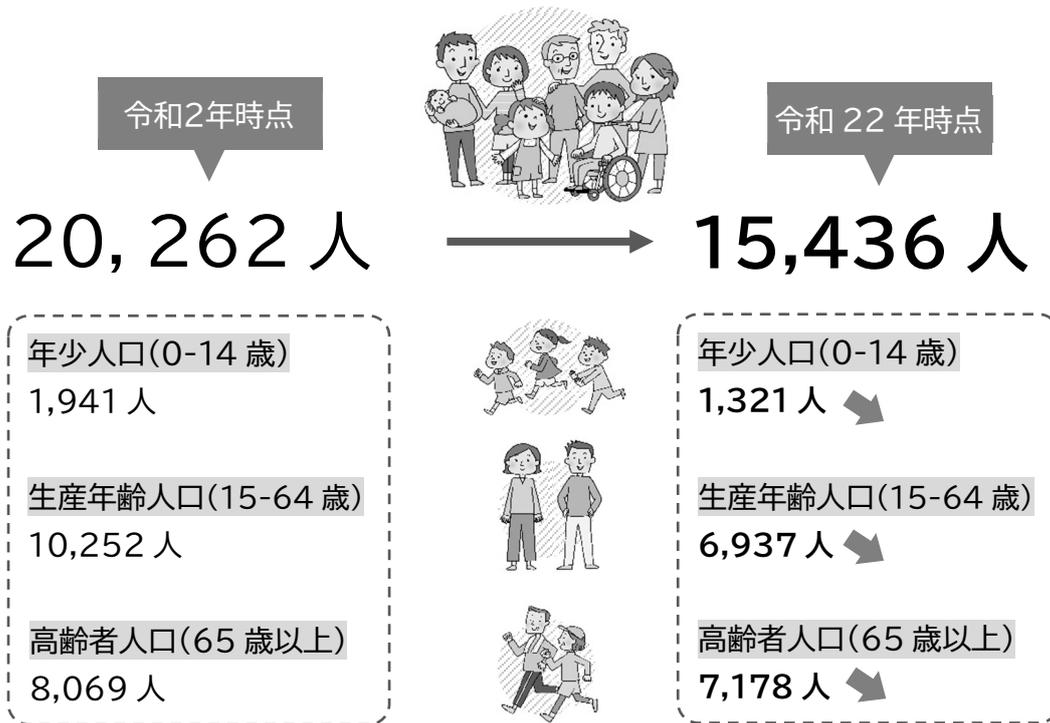


「※」がついている言葉は資料編に用語説明を掲載しています。

2— "白浜町" の姿

(1)白浜町の人口

- 白浜町の総人口は、令和2年時点で 20,262 人となっています。しかし、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると令和 22 年の人口は 15,436 人になると予測されています。
- 年少人口、生産年齢人口、高齢者人口ともに、減少すると予測されており、高齢化率は 46.5%になると予測されています。

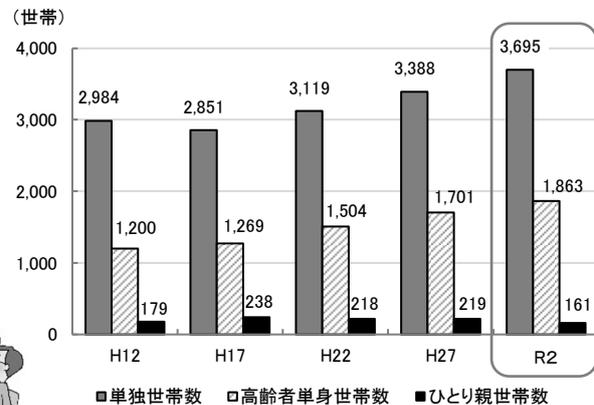


資料: 令和2年は国勢調査、令和 22 年は社人研推計

(2)世帯の状況

- 世帯の状況をみると、単独世帯数の増加が顕著になっています。
- 高齢者単身世帯数は増加傾向にあり、今後は孤立・孤独化の懸念が予測されます。

■一般世帯数

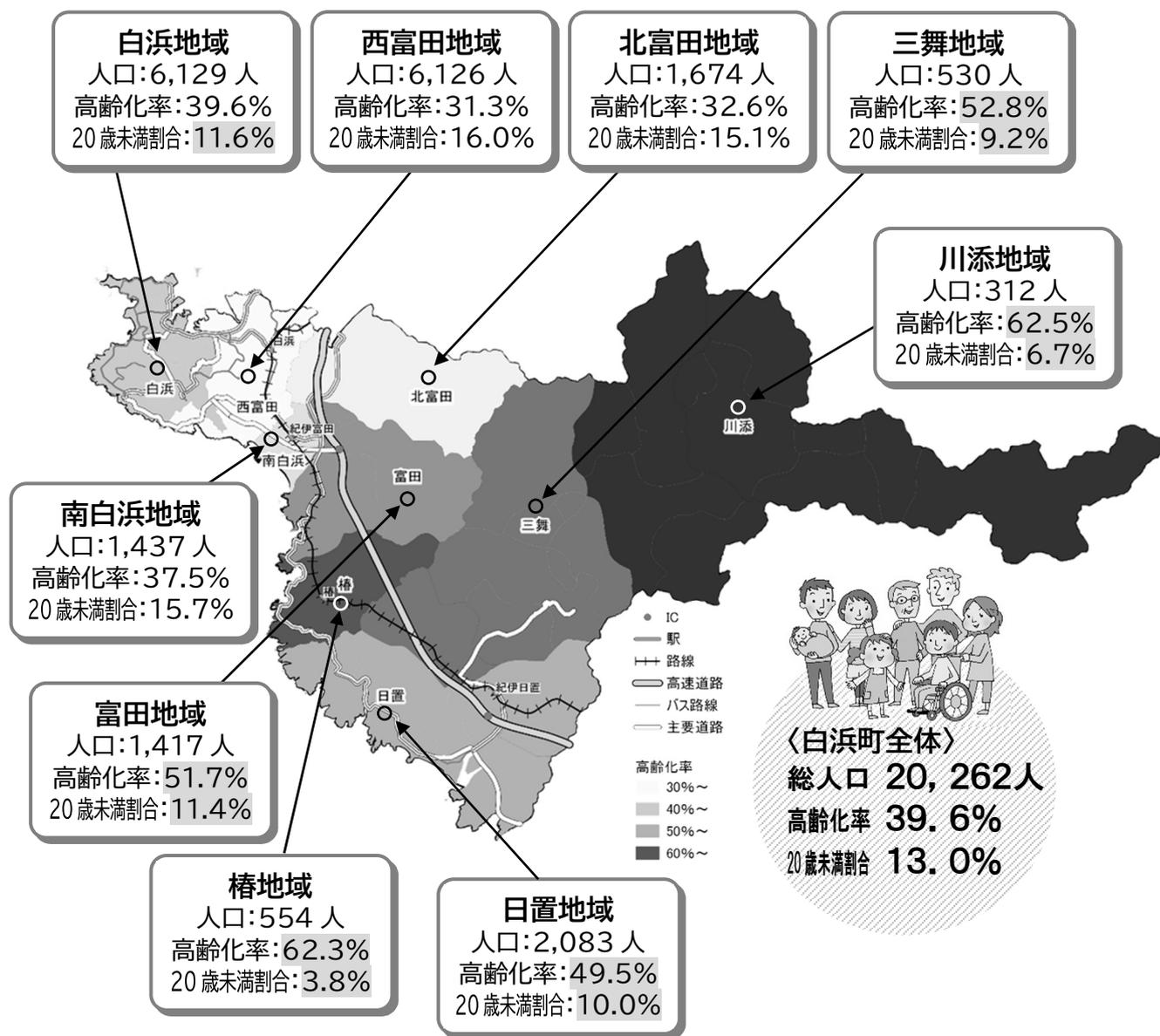


資料: 国勢調査

(3) 地域別の人口と高齢化率

○地域別の人口と高齢化率は、「三舞地域」、「川添地域」、「富田地域」、「椿地域」、「日置地域」で全体の高齢化率より高くなっています。

○各地域の人口に占める 20 歳未満人口をみても、「南白浜地域」、「西富田地域」、「北富田地域」以外で、全体の数値よりも下回っており、少子高齢化が顕著になっています。



資料：国勢調査(令和2年10月1日現在)
※年齢不詳を除いています。

◇深刻化する少子高齢化

本町の人口や世帯状況を考えると、少子高齢化が深刻化していることがわかります。また、地域によって人口構造の特性に大きな違いがあることに留意して地域福祉のあり方を考える必要があります。

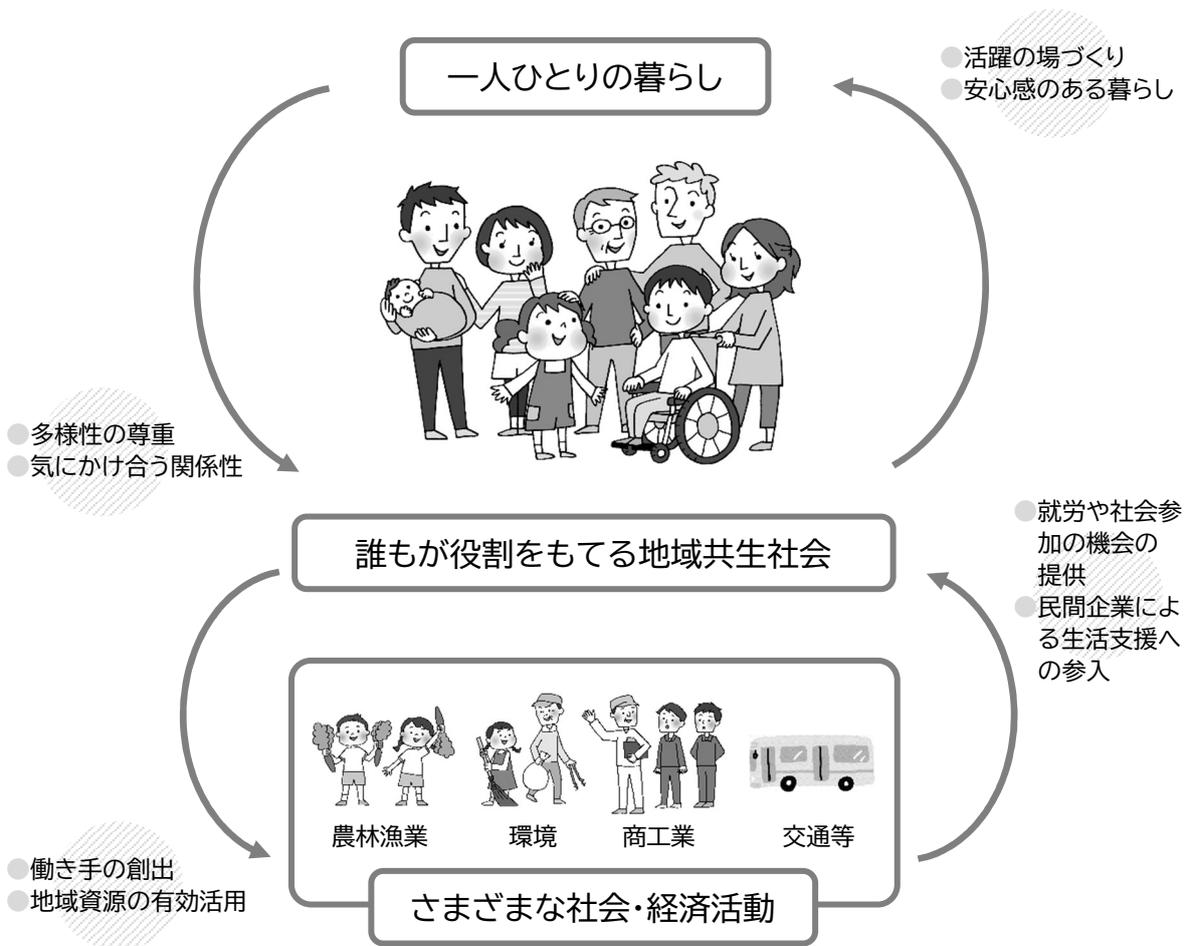
3—地域福祉に求められること

(1)国のめざす「地域共生社会の実現」

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容等により、全国的に人口減少が進み、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。福祉に対するニーズが多様化・複雑化する中、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合うことが必要となります。

国では、地域住民同士が支え合いながら住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現に向け、地域のあらゆる主体が自分ごととして地域社会に参画し、世代・分野を超えて丸ごとつながることで、地域共生社会の実現をめざす方向性が示されています。また、地域共生社会の実現に向けた取り組みの一つとして、重層的支援体制整備事業が創設されています。

■地域共生社会のイメージ



(2)地域福祉計画の充実

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成 29 年 5 月に「地域包括ケアシステム[※]の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法[※]の一部が改正されました。

改正社会福祉法の概要

地域福祉推進の理念を規定【法第 4 条 2 項関係】

支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が主体的に把握し、支援関係機関と連携して解決を図ることをめざす旨が明記されました。

市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【法第 106 条の 3 第 1 項関係】

地域福祉の推進のために地域住民等や支援関係機関が相互協力を円滑に行い、地域生活課題の解決に向け、包括的な支援体制づくりに努めることとされました。

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

地域福祉計画の充実【法第 107 条関係】

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、「上位計画」として位置づけられました。また、計画には次の事項を盛り込むことが追加されました。

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(3)地域福祉計画をめぐる社会情勢

地域福祉をめぐる社会情勢は刻々と変化しており、地域福祉を推進する上で下記の内容について、触れておく必要があります。

複合化する課題への対応

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄になり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いの機能の低下が危惧されています。このような中、子育て世代、高齢者、障がいのある人に対する支援だけでは対応しきれない、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護※、ひきこもり、8050問題※、ダブルケア、ヤングケアラー※、虐待等）に伴い、制度の狭間の問題が顕在化し、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

デジタル化の推進

1990年代後半より、パソコン、インターネットや携帯電話などの情報通信技術が急速に普及する中、国は、さまざまな国家戦略等を掲げ、インフラ整備、ICT利活用やデータ利活用の推進等を通じて、デジタル化を推進してきました。少子高齢化等の深刻な社会課題を抱える我が国において、生産性を向上させ、経済再生を図るにはデジタルを最大限に活用することが必要不可欠と言われており、コロナ禍によって社会課題の影響が深刻になる中、社会全体のデジタル化に向けた取り組みはますます重要となっています。

このような状況の中、令和3年9月、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁が創設されました。デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会をめざし、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の推進があらゆる分野で求められています。

持続可能な開発目標(SDGs)

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

地方自治体の福祉施策推進においても、SDGsという世界共通の目標を組み込むことが求められています。

4—計画の目的と性格

(1)計画策定の目的

本計画では、国の動向やこれまでの取り組みの評価、町民意識調査や関係団体ヒアリング等の結果を踏まえるとともに、今後ますます複雑化、多様化していく福祉課題に対して、行政や社会福祉協議会※、関係機関等が福祉の制度や分野の枠を超え、柔軟に連携し対応する包括的な支援体制づくりを推進します。

平成 29 年度から令和 4 年度まで第 3 期白浜町地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んできました。これまでの「自助・共助・公助」の考え方を基とし、これまでの計画を引き継ぎ発展させながら、新たな課題への取り組みを含めて進めていくため、本計画を策定します。

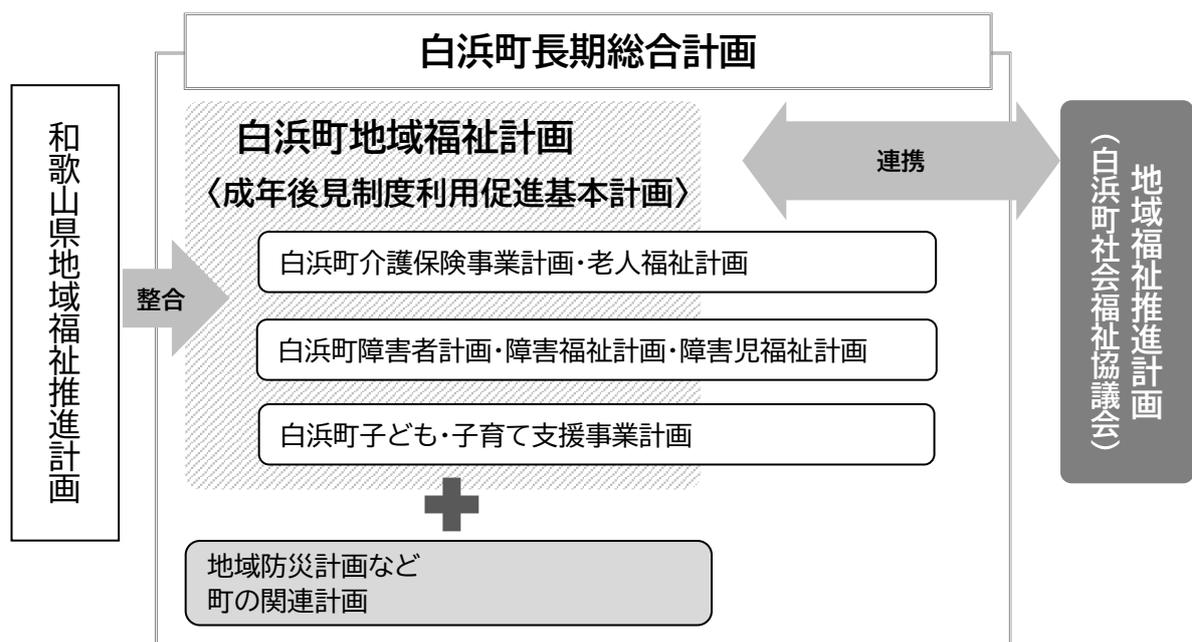
そして、この計画をもとに、町民に主体的に地域福祉活動に参加していただき、地域ぐるみで地域福祉活動が進められるように取り組んでいきます。

(2)関連計画との関係性

社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けて基本的な方向を定めるものです。「白浜町長期総合計画」を上位計画とするとともに、平成 30 年の社会福祉法の一部改正により、高齢者や障がい者、児童等の各福祉計画の上位計画に位置づけられています。

地域防災計画など町の関連する計画と整合性を図り、白浜町社会福祉協議会の地域福祉推進計画と連携し、本町の地域福祉を推進する計画とします。

■他計画との関連性



(3) 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

本計画の「第4章 地域福祉施策の展開 > 基本目標4 安全・安心のまちづくり > 施策(2) 権利擁護[※]等の推進」を、成年後見制度[※]の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけます。

(4) 計画期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間です。

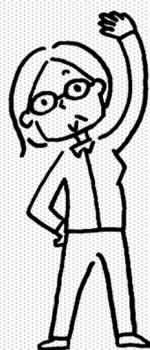
■地域福祉計画とその他関連計画の期間

(年度)

計画名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
白浜町長期総合計画	第2次計画										
本計画	平成29～令和4年度				令和5～9年度						
障害者計画	第4期計画		第4期計画							第4期計画	
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第6期・第2期計画		第6期・第2期計画								
介護保険事業計画・ 老人福祉計画	第9期計画		第9期計画								
子ども・子育て支援 事業計画	第3期計画					第3期計画					

第2章

福祉のこれまでとこれから



1—統計資料でみる現状

(1) 支援を必要とする人の状況

〈障がいのある人の状況〉

障害者手帳所持者の状況をみると、平成 29 年から令和 3 年にかけて所持者は増加しています。所持者については、身体障害者手帳所持者の占める割合が高くなっています。

障害者手帳所持者(平成 29 年)

1, 676 人



障害者手帳所持者(令和 3 年)

1, 747 人



要支援・要介護認定者(平成 30 年)

1, 642 人



要支援・要介護認定者(令和 4 年)

1, 769 人



〈要支援・要介護認定者の状況〉

要支援・要介護認定者は、高齢者人口増加に合わせて、平成 30 年から令和 4 年まで増加しています。

中でも、要介護 1、3 の認定者が増加しています。

〈児童の状況〉

0～17 歳の人口は、平成 29 年から令和 3 年にかけて、減少傾向にあります。

特に 0～5 歳人口で減少が大きくなっています。

児童人口(0～17 歳)(平成 29 年)

2, 866 人



児童人口(0～17 歳)(令和 3 年)

2, 497 人



(2)生活保護と相談状況



2—町民の思い

本計画策定にあたり、町民意識を把握するため、アンケート調査を実施しました。以下、アンケート調査結果を抜粋して掲載しています。

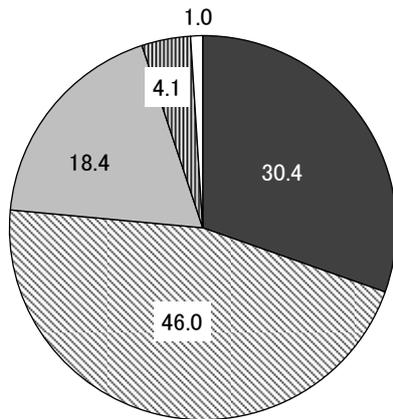
住んでいる地区は、暮らしやすいと思うか(問8)

〈調査結果のポイント〉

○住んでいる地区の暮らしやすさについては、「どちらかという暮らしやすい」も合わせると70%以上が暮らしやすいと答えています。

全体(n=391)

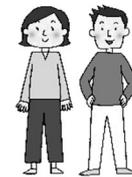
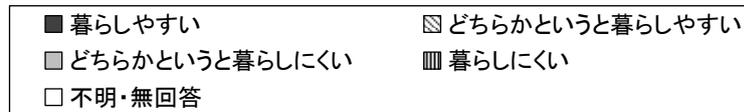
(単位: %)



一方で…

「暮らしにくい」と感じている

30歳代	23.5%
40歳代	27.5%
50歳代	20.6%



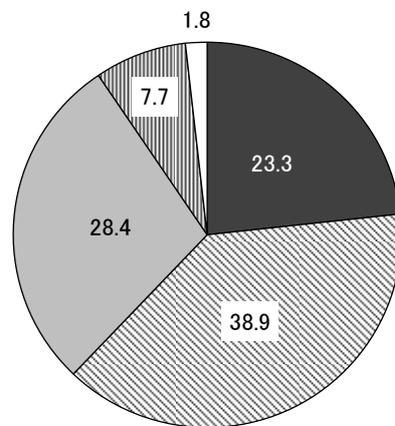
ご近所とのお付き合い(問14)

〈調査結果のポイント〉

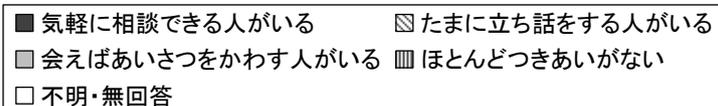
○ご近所との付き合いは、「たまに立ち話をする人がいる」が38.9%となっています。

全体(n=391)

(単位: %)



年代別に違いがある
年齢層が若い層ほど、「会えばあいさつをかわす人がいる」の割合が高くなっています。

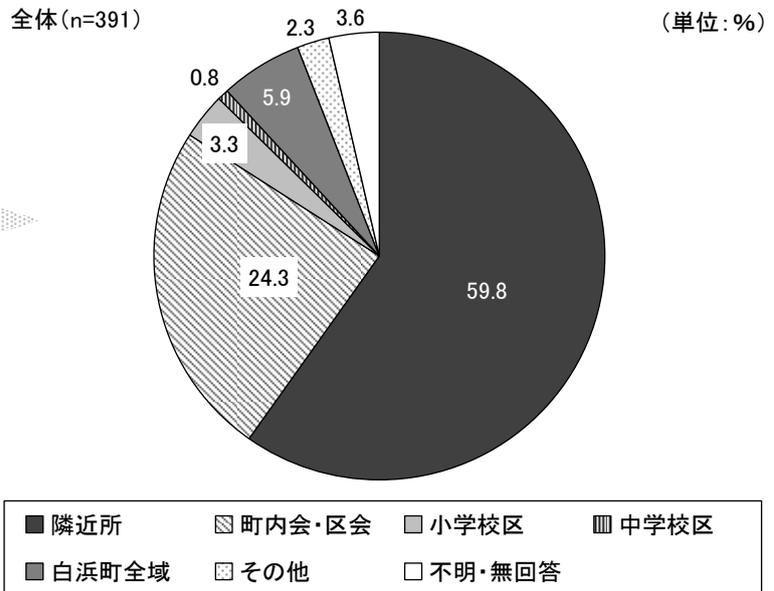


支えあいが届く範囲(問 13)

〈調査結果のポイント〉

○支えあいが届く範囲については、「隣近所」が59.8%と最も高く、次いで「町内会・区会」が24.3%となっています。

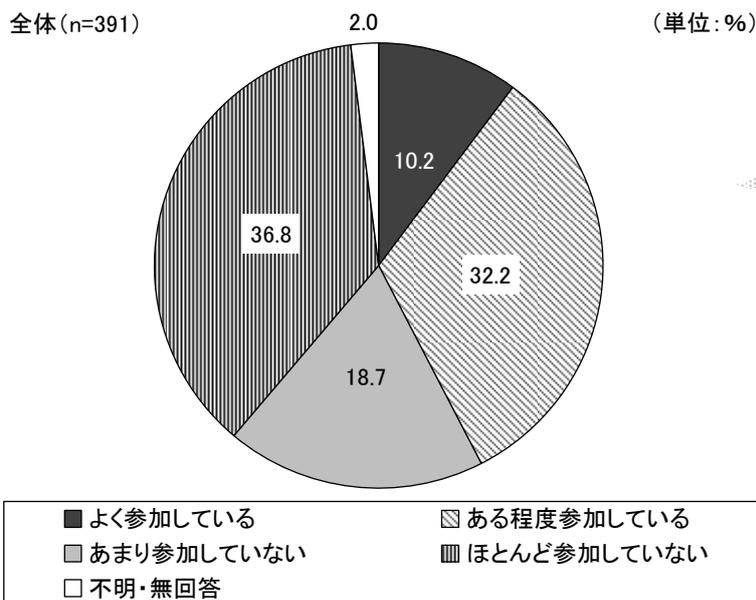
支えあいの届く範囲には地域差も
東富田地域や川添地域では、「隣近所」よりも広い範囲の「町内会・区会」の割合が高くなっています。



町内会・区会への参加状況(問 15)

〈調査結果のポイント〉

○町内会・区会への参加状況については、「ほとんど参加していない」も合わせると、50%以上があまり参加していないと答えています。



年代別に違いがある
年齢層が若い層ほど、「あまり参加していない」「ほとんど参加していない」の割合が高くなっています。



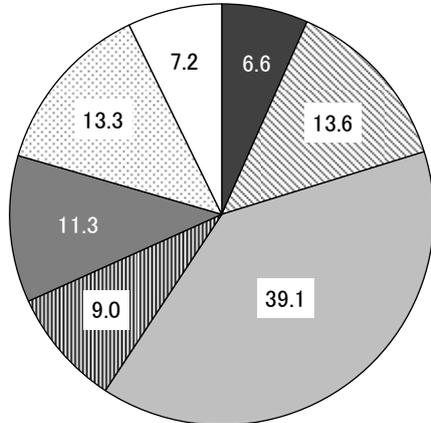
ボランティア活動への参加意向(問 24)

〈調査結果のポイント〉

○ボランティア活動への参加意向については、参加したいが、内容や参加方法がわからない、忙しくて参加できないという人も合わせると、59.3%の人が参加したいと回答しています。

全体(n=391)

(単位: %)

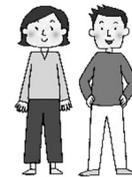
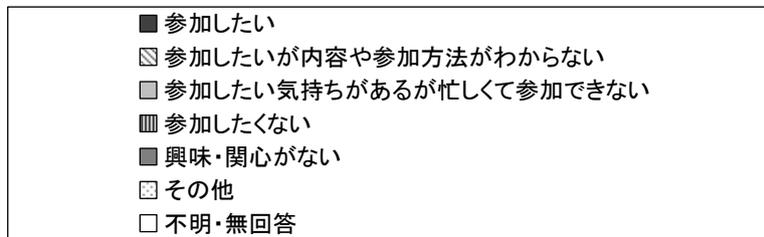


働く世代で割合が高い…

「興味・関心がない」

30歳代 23.5%

40歳代 20.0%



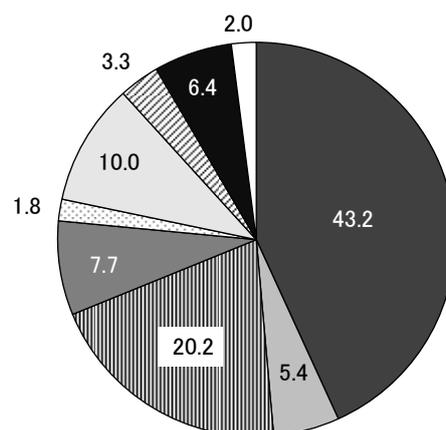
地域活動への参加意向(問 26)

〈調査結果のポイント〉

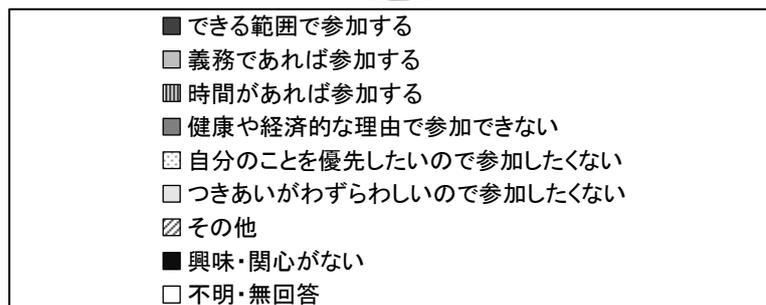
○地域活動への参加意向としては、「できる範囲で参加する」が43.2%と最も高くなっています。

全体(n=391)

(単位: %)



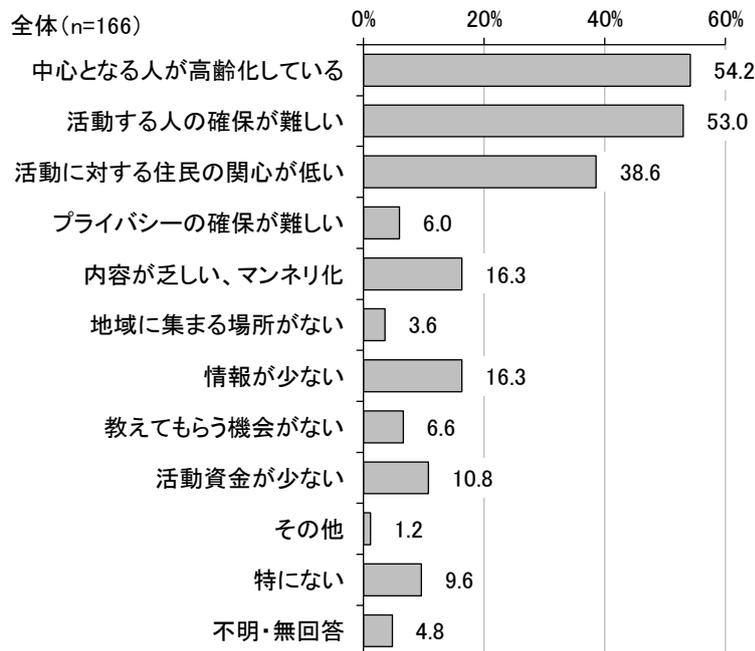
「参加する」の割合は高いが…
「つきあいがわずらわしいので参加したくない」は3番目に高い割合となっています。



地域活動で問題だと思うこと(問 17)

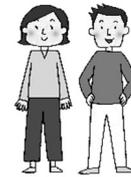
〈調査結果のポイント〉

○地域活動で問題だと思うことについては、高齢化や人材の確保の割合が高くなっています。



「地域活動の共通の課題」

年代や地域別にみても、高齢化や人材の確保を問題として捉えている人の割合が高くなっています。

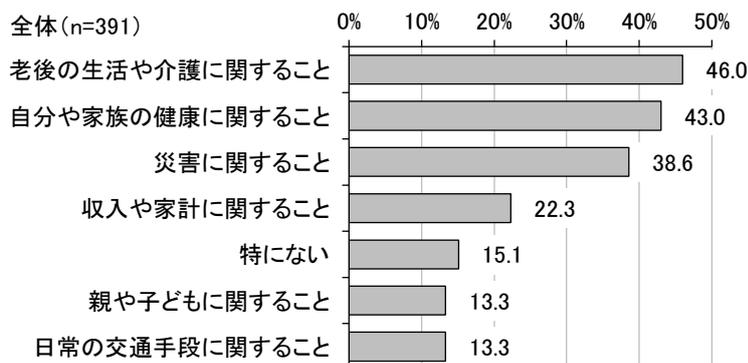


日々の生活での悩みや不安なこと・相談先(問 28・問 29 それぞれ上位7項目抜粋)

〈調査結果のポイント〉

○日々の生活での悩みや不安については、老後の生活や健康、災害に対して割合が高くなっています。また、その相談先については、家族や友人・知人の割合が高くなっています。

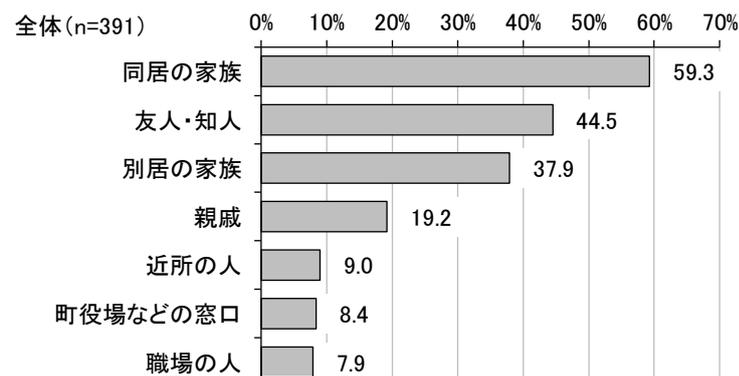
■日々の生活での悩みや不安



年代別にみると…

60歳代以上では、健康や老後、介護についての悩みの割合が高くなっています。

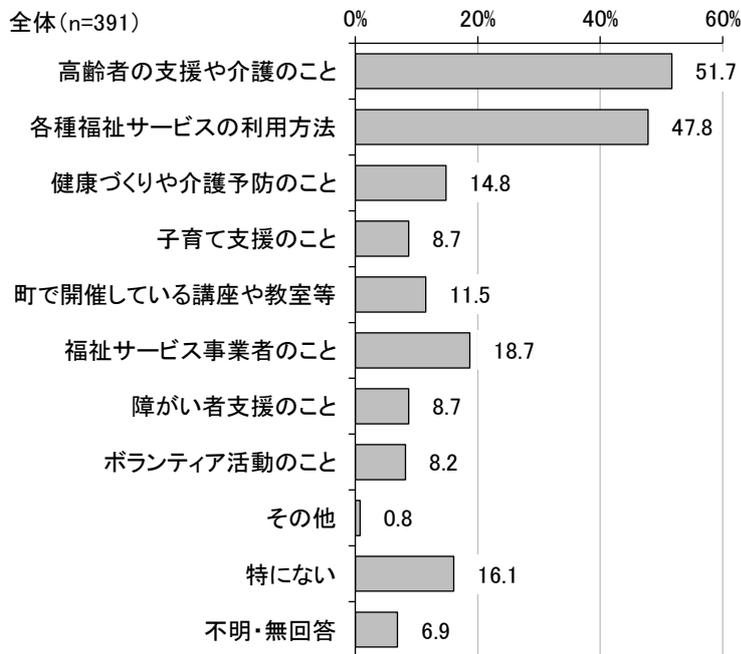
■相談先



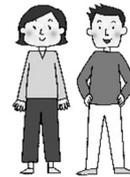
知りたい福祉の情報(問 38)

〈調査結果のポイント〉

○知りたい福祉の情報については、「高齢者の支援や介護のこと」が最も高く、次いで「各種福祉サービスの利用方法」となっています。



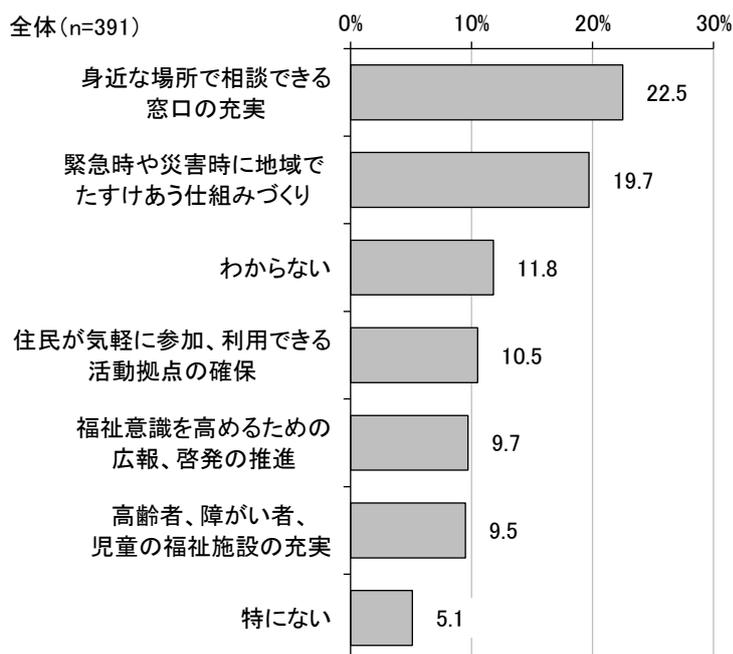
30歳代以上になると、「高齢者の支援や介護のこと」または「各種福祉サービスの利用方法」の割合が高くなっています。



これからの福祉のために必要なこと(問 44)

〈調査結果のポイント〉

○これからの福祉に必要なことについては、「身近な場所で相談できる窓口の充実」が最も高くなっており、ほかに、災害時のたすけあいについても関心が高くなっています。



地域別に違いがある
白浜地域や北富田地域、日置地域では、災害時のたすけあいについての割合が最も高くなっています。



3—関係団体の声

町民意識を把握するアンケート調査とは別に、日ごろから本町の町民に関係がある団体等にヒアリング調査を実施しました。

■ヒアリング調査意見ピックアップ



※ヒアリング協力団体・組織は、67 ページに掲載しています。

(1)活動するうえで困っていること

- 活動を担う人材の高齢化による後継者不足や、リーダーや役員になりたがらない人が増加していること
- 時代の変化により価値観の違いが大きくなったことや個人情報保護が影響し個人の生活に深く関わりづらくなったこと
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、他団体との交流機会が減少し、活動がマンネリ化していること
- 町域が広域のため移動に時間がかかり、地域の課題すべてを把握することが難しいこと
- 防災対策など地域の自治会との連携が必要な事柄において、連携できている地域とできていない地域があること

(2)地域における課題

- ひとり暮らし高齢者や支援を必要とする家庭があるが、町域が広く公共交通手段も少ないため、山間部の町民に支援の手が届きにくいこと
- 少子高齢化の影響で過疎化や人口減少が進行し、就労場所の減少等で若年層が定住に結びつかないため、地域活動を支える担い手が減っていること
- 転入者が多い地域では、自治会へ参加しない人がおり、町民の福祉活動への関心や支え合い意識の低下がみられること
- 若い子育て世代が減少しており、祭りや伝統行事も人員不足により減少していること

(3)課題に対する各団体の連携による取り組みについて

- イベントや行事ごとで協力し合うことで交流を図っている
- 各団体が連携し、地域の課題やそれに対する取り組み方の検討などについて情報共有を図る場を設けている
- 学校と連携し児童・生徒との交流や、先生や保護者と、子どもを巡る家庭等の問題についての意見交換会を実施している

(4) コロナ禍における課題や取り組みについて

- 活動が制限され、人と接触する介護等の仕事では、人員の配置変更や備蓄品の買い出し、消毒作業など通常業務以外の業務が重なり、通常業務に支障が出ている
- 感染症対策から、ひきこもりがちになる人や気持ちがふさがちになる人が増加し、特に高齢者において身体機能の低下やフレイルが進行しているように感じる
- 新型コロナウイルス感染症陽性者に対して、訪問再開の時期や訪問の可否等を判断することが難しく、活動がスムーズにできなかった
- 屋外でできる活動を積極的に始めている
- 室内においても、マスクや換気など、感染症対策を図ることで実施することができている
- このような時期だからこそ、支援を必要とする人に対する訪問活動を行いたいが、どのように取り組むかが課題となっている

(5) 課題解決に向けて団体ができることについて

- 各市町への情報共有を行い、災害時の障がいのある人の受け入れを考えていく必要がある
- 高齢者の方を訪問し、話を聞き寄り添う姿勢をもちながら支援にあたっていきたい
- 山間部などにおける可能な限りの送迎や移動支援を行う
- 町民の意見を町政へ届ける、町と地域住民との調整役として活動する
- 立場的に各家庭の訪問等でいろいろな情報をキャッチできるため、地域活動への参加を声かけしたり、地域住民と町をつなげる役割を担うことができる

4—第3期計画の評価・検証

基本目標1 参加・交流による一体感づくり

取り組み	評価対象 の取組 み数	進捗評価				
		1	2	3	4	5
①町民の交流促進	2	—	—	1	1	—
②町民の福祉意識の向上	2	—	—	—	2	—
③自主活動・ボランティア活動の 促進	2	—	—	2	—	—
④高齢者や障がいのある人の社 会参加の促進	2	—	—	1	1	—
計	8	—	—	4	4	—

※進捗評価の評価基準は右記の通り 1:まったく計画通りできなかった 2:ほとんど計画通りできなかった
3:計画の半分できた 4:おおむね計画通りできた 5:計画通りできた

主な取り組み及び実績

- 学校を通じたイベントの開催やあいさつ運動を展開し、高齢者と児童・生徒の世代間交流の機会を設けることができた。
- 各種団体と連携することで、学校教育の場だけでなく、人権教育研修会の実施や保護者学級開設事業における学習会の開催など、社会教育の場においても「福祉教育」「体験学習」を行った。
- コロナ禍においても、屋外での活動などできることを工夫し、見守り活動等のボランティア活動や学校との協力等を積極的に実施している。
- 障がいのある人の居場所や活動の場を確保するために、文化芸術のイベントを通して障がいの有無に関わらない交流や、就労機会の拡大に取り組むことができた。

主な課題

- 地域活動に必要な協力が、行政や社会福祉協議会でできることをさらに発信していく。
- 町民同士の交流や学校と地域住民との交流が、新型コロナウイルス感染症の拡大や教員の異動により継続させることが難しい。
- 自主的で地域特性に合わせた活動を推進するための支援体制づくりや継続して実施できる活動拠点を確保する必要がある。
- 障がいのある人が社会参加できるようにするために、観光や文化芸術、商工など他分野と連携して取り組む必要がある。

基本目標2 地域ネットワーク※の仕組みづくり

取り組み	評価対象 の取り組み 数	進捗評価				
		1	2	3	4	5
①地域のネットワークづくり	4	－	1	1	2	－
②町民・行政・事業者等の連携・協力体制の確立	1	－	－	－	1	－
③見守り支援と安全・安心の体制づくり	2	－	－	－	2	－
④災害時要支援者対策の推進	1	－	－	－	1	－
計	8	－	1	1	6	－

※進捗評価の評価基準は右記の通り 1:まったく計画通りできなかった 2:ほとんど計画通りできなかった
3:計画の半分できた 4:おおむね計画通りできた 5:計画通りできた

主な取り組み及び実績

- 地域見守り活動において、民生委員児童委員と協力したり相談窓口情報の発信などを行った。
- 行政福祉関係課と社会福祉協議会では、月1回の会議を継続して実施し、施策の進捗状況確認を行っている。障害福祉サービス事業所では、連絡会等を組織し障害福祉に関しても情報交換や事業所同士の交流を実施している。
- 地域の防災への取り組みは進んでおり、町からの補助等により防災対策を強化支援している。
- 災害時に支援が必要な人について、避難行動要支援者名簿を民生委員児童委員、自治連町内会、消防団、警察署へ1年に1回提供している。

主な課題

- 今後さらに福祉のネットワークが広がるためのシステムづくりが必要。また、弱体化する当事者団体の活動と組織拡大を支援する取り組みを行う必要がある。
- 地域福祉活動の枠に捉われない、町民、行政、事業所等の連携・体制づくりが課題。
- 行政、社会福祉協議会、町内会、民生委員児童委員などとの連携体制が構築されていない。
- 防災訓練に要支援者の方にもどのように参加してもらうか、町民同士の見守り活動参加へのきっかけづくりを行う必要がある。

基本目標3 サービスが利用しやすい仕組みづくり

取り組み	評価対象 の取り組み 数	進捗評価				
		1	2	3	4	5
①サービスの情報提供の充実	3	－	－	－	3	－
②相談支援機能の推進	2	－	－	1	1	－
③福祉サービスの確保と質の向上	3	－	－	1	2	－
④保健・医療、子育て支援等のサービスの充実	1	－	－	－	1	－
⑤移動手段の確保・整備	2	－	－	1	1	－
計	11	－	－	3	8	－

※進捗評価の評価基準は右記の通り 1:まったく計画通りできなかった 2:ほとんど計画通りできなかった
3:計画の半分できた 4:おおむね計画通りできた 5:計画通りできた

主な取り組み及び実績

- 地域ケア個別会議における個別事例から、高齢者本人だけでなく、複合的な課題を抱える世帯全体の課題、不足する社会資源を把握し、施策への提言につなげることができる体制ができている。
- サービスに関する情報提供については、ホームページへの掲載や広報紙の全戸配布、パンフレットの作成により実施している。
- 西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわの設置により相談支援体制を強化している。また、各種会議に参加したり民生委員児童委員との連携を取ることによって、情報共有を図っている。
- 子育て支援については、保健センター、保育園、幼稚園と連携して乳幼児期からの発達相談事業を実施しており、就学後も成人するまでフォローできる体制をつくっている。
- 白浜町教育相談室（子育て相談ふれあいルーム）を設置し、教育相談員やスクールカウンセラーが不登校など子育てに関する相談を受けている。また、同時に不登校児童生徒のための適応指導教室も開いており、学習や体験活動を実施している。

主な課題

- 福祉サービスや生活課題を含めた困りごとの相談がしやすい環境づくりを行い、町民からのニーズ把握に努める必要がある。
- 多様化・複雑化するニーズに対応するために、不足する社会資源に対し、行政サービスだけでなく、新たな住民を主体とするサービスを創出する必要がある。
- 広い町域の中で、誰もが生活しやすい環境づくりのために、生活支援の見直しや改善を図っていく必要がある。

基本目標4 安全・安心のまちづくり

取り組み	評価対象 の取り組み 数	進捗評価				
		1	2	3	4	5
①ユニバーサルデザインのまちづくり	3	-	1	2	-	-
②権利擁護等の推進	4	-	-	1	1	2
③生活の場の確保	1	-	-	-	-	-
④生活困窮者自立支援・自殺予防の推進	2	-	-	1	1	-
⑤防災対策の推進	1	-	-	-	1	-
計	11	-	1	4	3	2

※進捗評価の評価基準は右記の通り 1:まったく計画通りできなかった 2:ほとんど計画通りできなかった
3:計画の半分できた 4:おおむね計画通りできた 5:計画通りできた

主な取り組み及び実績

- 改修や歩道の確保が困難であるような道路においては、特に危険性がある箇所などを中心に交通安全施設の整備に取り組んでいる。
- 福祉サービス利用援助事業において、支援員養成講座等を実施し、啓発及び人員確保に取り組んでいる。また、長期的に協力してくれる支援員との連携強化にも取り組んでいる。
- 行政の成年後見支援センターと社会福祉協議会の直営プラス一部委託による、成年後見制度にかかる地域連携ネットワークの「中核機関」を位置づけ、中核機関に期待される4つの機能を整備した。
- 津波避難計画による避難施設を計画的に整備し、自主防災組織^{*}が実施する備蓄食料や資材整備等について補助金を交付することで支援を行っている。

主な課題

- 土地の問題や管理者の問題等があり、安心・安全な暮らしの推進に掲げるバリアフリー^{*}化の促進に対し、状況に応じて対応していくことが必要。
- 完全個室型のグループホームが圏域には少ないことや、グループホーム入居希望者に対する必要な居室や職員の確保ができていない。
- 成年後見制度の普及拡大により、担い手不足は喫緊の課題と言えることから、市民後見人^{*}の養成や法人後見の担い手の確保など、都道府県と協働し広域で取り組む必要がある。
- 学校と行政、関係機関の連携のあり方を再度見直し、生活困窮や家族支援を検討する場づくりのシステム化における取り組みが必要。また、さまざまな相談や状況に対応できるように職員のスキルの向上を図る必要がある。

5—これからの地域福祉推進に向けて

これからの地域福祉推進に向けて、統計資料による把握、アンケート調査、ヒアリング調査、施策評価を踏まえて下記の内容をまとめました。

🔍 分析・考察



〈社会動向、統計資料〉

- 人口は3区分とも減少しており、今後ますます少子高齢化が進むと予測されています。
- 世帯の状況を見ると高齢者単身世帯が増加しており、孤立・孤独に陥る懸念もあります。
- 町域が広く、地域によって高齢化率等に違いが出ています。
- 障害者手帳所持者の増加に加え、高齢化も進んでおり、8050問題や親亡き後問題が顕著化する可能性があります。
- 要支援・要介護認定者は増加傾向にあり、今後は介護予防、重症化予防に加え、フレイル予防の必要性が高まっています。



〈アンケート調査〉

- ◇住んでいる地区を暮らしやすいと感じている方は約76%と高くなっています。
- ◇日ごろからの心配事は、「地域の防災・防犯などの安全面」が高くなっています。
- ◇地域の支え合いは必要だと感じている人は約80%となっていることに加え、地域の関係性はあいさつ以上の関係がある人が多くなっています。
- ◇地域の範囲は「隣近所」と捉えている人が多くなっています。



〈ヒアリング調査〉

- ◆コロナ禍の影響による活動制限を余儀なくされている事業が多くなっています。
- ◆第3期計画から引き続き、広域な町域による町民の移動支援や相談業務における移動時間が課題となっています。
- ◆少子高齢化の影響もあり、後継者問題、人材不足が顕著化しています。



〈施策評価〉

- コロナ禍の影響による交流機会の減少が顕著化しています。
- ネットワーク強化、連携強化を図るための体制づくりをさらに進める必要があります。
- 人材育成・確保は大きな課題となっており、中長期的な取り組みも視野に入れた福祉教育、町民の理解促進を進める必要があります。
- 継続的かつ効果的な広報啓発活動の推進により、町民の意識醸成を図る取り組み強化が求められています。

方向性1 町民の意識醸成

多くの人が地域で助け合える関係になるためには、まずは一人ひとりが地域のことを知り、周囲を気にかけて、見守り、気づき、声をかけ合うことが大切です。本町では地域の関係性が深い人が多くなっていますが、価値観の変容、情報共有の難しさなど、関係が希薄化する可能性もあります。地域で気になった人がいたときには、声をかけることや、相談先・支援先につなげることができるような意識をもった担い手を増やしていく必要があります。



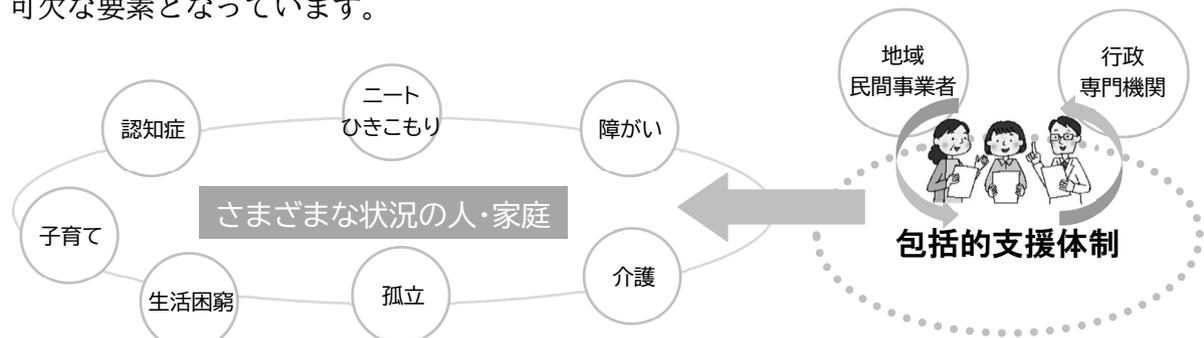
方向性2 つながりの促進



近年の課題の一つとして、コロナ禍の影響による交流機会の減少があげられます。特に学校行事と連携した地域活動の中止が目立ち、世代間の交流機会が減少しています。地域のつながりを促進するためには、地域の学校行事との連携による交流が大きな役割を占めており、今後は新たな方法による交流機会の模索も必要となっています。

方向性3 包括的支援体制の強化

親の介護と子育てを同時にしなければならないダブルケアの問題や8050問題、ヤングケアラー等、個人や世帯単位でさまざまな課題を抱え、支援を必要とするケースが増えています。適切な相談につながらず孤立してしまうケースもあり、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、円滑で包括的な支援体制の整備が求められています。本町の場合、町域が広いことや地域による人口特性の違いが大きいことから、町民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、町民・団体・事業者・行政で考え、協働する仕組みは必要不可欠な要素となっています。



第3章

地域福祉の未来に向けて



1—計画の基本理念



社会状況の変化や町民の価値観の変化などから、町民同士のつながりは希薄化し、町民の抱える課題やニーズは多様化・複雑化しています。地域が抱えるさまざまな問題を解決していくためには、行政のみでなく、近隣や地域社会を巻き込んだ地域での支え合いが不可欠となっています。そこで、町民が地域福祉への共通認識をもち、町民同士で助け合っていくような仕組みづくりが重要です。

「第2次白浜町長期総合計画」では、「輝きとやすらぎと交流のまち 白浜～住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり～」をまちの将来像に、健康福祉分野では「だれもが健やかに暮らせるまちづくり」の政策のもとで町民が共に支え合う地域社会が形成されることで、「自助」「互助・共助」「公助」のそれぞれの視点から地域に根ざした福祉が行われるまちをめざしています。

本計画は、第3期計画の成果や課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むことで白浜町に住む町民が年齢や性別、障がいのあるなしなどに関わらず、地域を構成する一員として、安心して笑顔でいきいきと暮らせるように、地域ぐるみで取り組んでいくためのものです。

このため、基本理念の「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を第3期計画より継承し白浜町の地域福祉を推進していきます。

2—計画の基本目標

ひろがる



基本目標1

参加・交流による地域づくり

町民一人ひとりが、地域でさまざまな関わりをもち、お互いに支え合いながら町民自身が最も身近な地域福祉の担い手として、住みやすい地域をめざします。気軽に集い、交流できる事業の充実や見守り活動など、福祉に対する意識を育む福祉のまちづくりを推進します。

つながる



基本目標2

地域ネットワークの仕組みづくり

社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会、町内会（区）、ボランティア団体、NPO等による地域における身近な問題の発見とその解決に向けて、見守りや声かけ、相談支援など、さまざまな地域の福祉活動に取り組みます。また、分野を超えた町民同士の協力や連携を強化することにより、誰もが住みやすい仕組みづくりを推進します。

ささえる



基本目標3

サービスが利用しやすい体制づくり

さまざまな生活上の問題を解決するために、福祉サービス等の援助を必要とする人が安心して利用できるように、福祉サービスをはじめ、保健・医療・その他関連サービスを適切に組み合わせて、さまざまなニーズに対し、総合的に提供できる仕組みづくりに取り組みます。また、広い町域の本町で課題となっている誰もが生活しやすい環境の整備を検討します。

よりそう

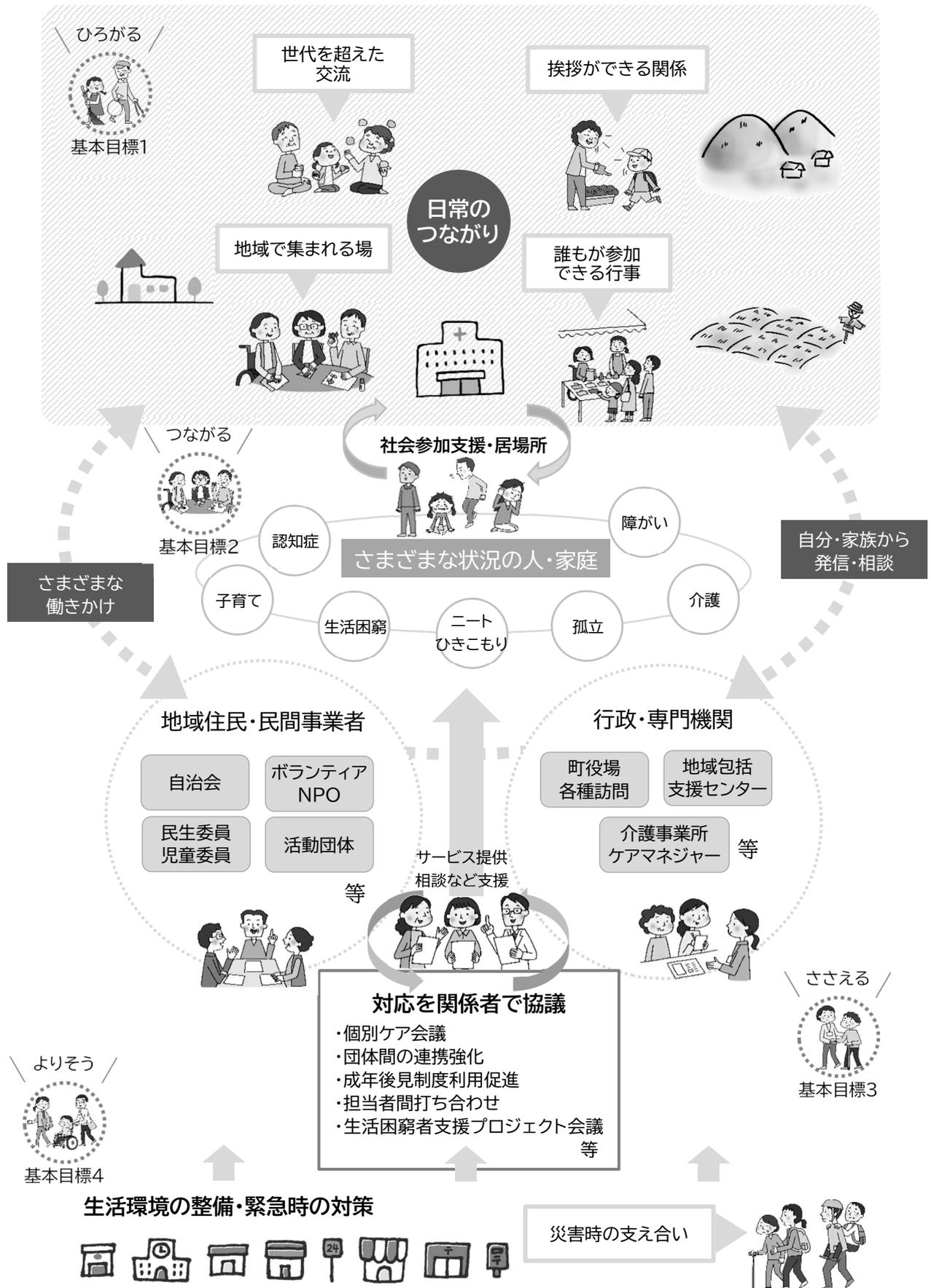


基本目標4

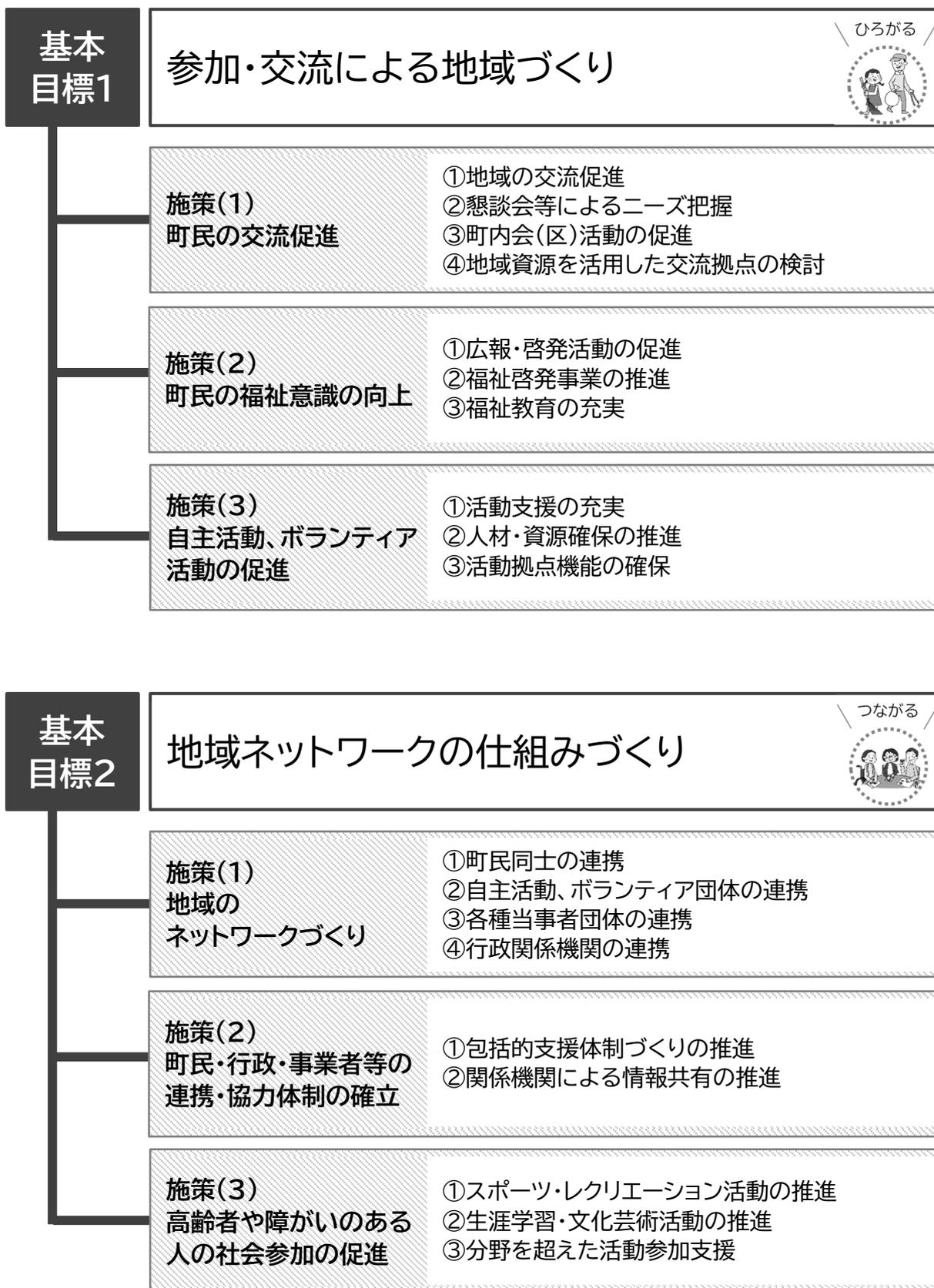
安全・安心のまちづくり

町民一人ひとりが、安心して生活できるよう、環境、交通、住宅、消費など生活に関する分野全般にわたって連携を図りながら、生活上の総合的な課題や問題を解決する福祉のまちづくりを推進します。

■基本目標概念図



3—施策の体系



基本 目標3

サービスが利用しやすい体制づくり

ささえる



施策(1)
サービスの
情報提供の充実

- ①ニーズ把握の体制づくり
- ②情報の共有化の仕組みづくり
- ③効果的な情報提供の充実

施策(2)
相談支援機能の推進

- ①相談体制の連携強化
- ②民生委員児童委員活動の支援
- ③新たな情報共有手段の検討

施策(3)
福祉サービスの確保と
質の向上

- ①社会福祉協議会との連携強化
- ②福祉サービスの充実
- ③福祉サービス評価・苦情処理の取り組み

施策(4)
保健・医療、子育て支援
等のサービスの充実

- ①保健・医療サービスの充実
- ②子育て支援サービスの充実

施策(5)
移動手段の確保・整備

- ①移動手段の確保
- ②社会参加を促進するための移動支援の推進

基本 目標4

安全・安心のまちづくり

よりそう



施策(1)
ユニバーサルデザインの
まちづくり

- ①公共施設等のバリアフリーの推進
- ②歩道・道路のバリアフリー化の促進
- ③交通機関のバリアフリー化の促進

施策(2)
権利擁護等の推進

- ①人権相談
- ②福祉サービス利用援助事業の推進
- ③暴力や虐待、介護放棄等の防止
- ④成年後見制度利用促進計画の推進

施策(3)
生活の場の確保

- ①ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の見守り促進
- ②相談対応の充実

施策(4)
生活困窮者自立支援・
自殺予防の推進

- ①生活困窮者自立支援制度の推進
- ②自殺予防の推進

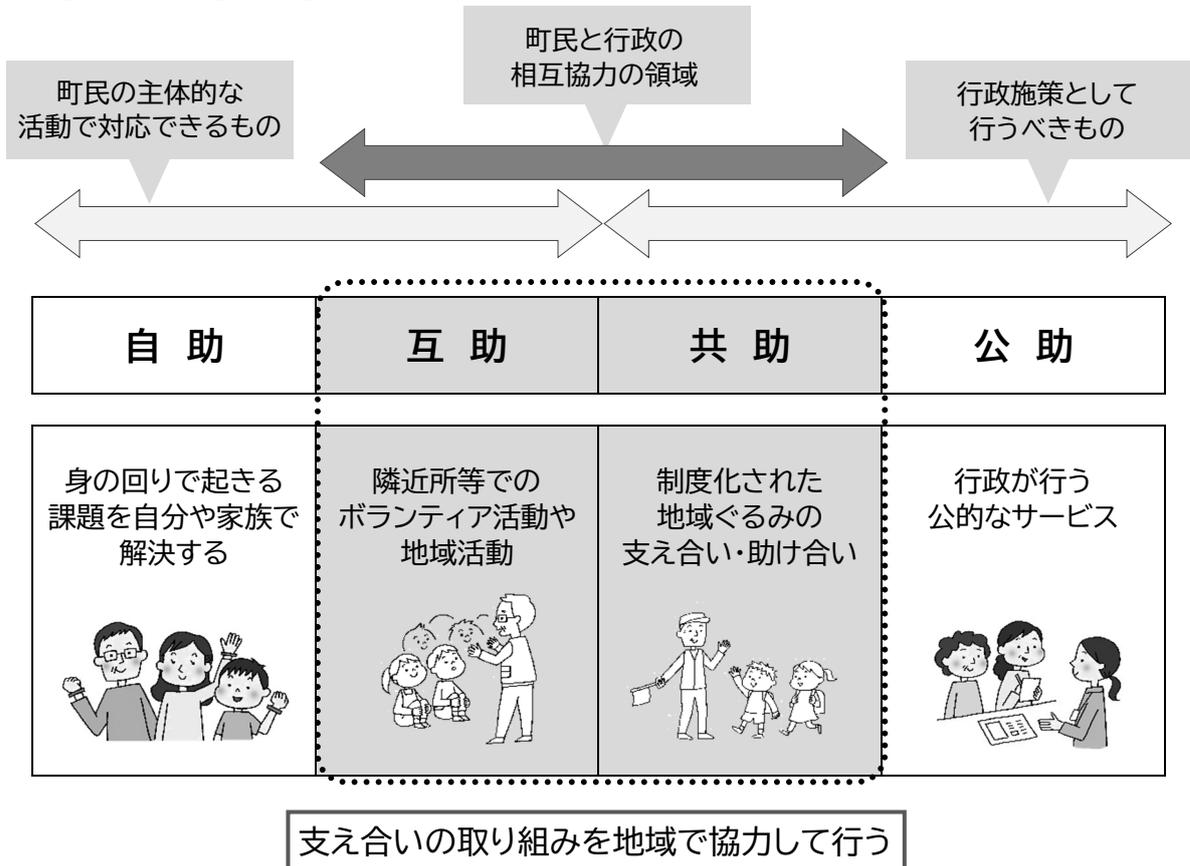
施策(5)
緊急時・災害対策の
推進

- ①防災対策の推進
- ②災害時要支援者対策の推進
- ③感染症対策への体制強化

4—計画推進にあたっての考え方

地域福祉を推進するためには、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」「互助・共助」「公助」の視点が重要となります。

■「自助」「互助・共助」「公助」のイメージ



(1)町民一人ひとりができること

町民一人ひとりが地域福祉の担い手です。福祉に対する意識を高め、地域の一員として自覚をもつことが大切です。毎日の生活のさまざまな場面での気づきを大切にしながら、個々の知識や技術を活かし、地域の活動に積極的に参加します。

(2)民生委員児童委員による推進

民生委員児童委員は、地域で支援が必要な人の相談対応、福祉サービスの利用の情報提供や、行政や団体とのパイプ役など、地域福祉の重要な担い手としてさまざまな支援活動を行っており、地域を最も知っている人でもあります。

地域福祉を推進するために、民生委員児童委員が取り組んでいるさまざまな課題を地域の関係者と共有し、地域において、町内会、社会福祉協議会、ボランティア団体、関係機関等と相互連携を密にして地域福祉の担い手として活動します。

(3)行政区等の地域団体による推進

地域には、共助の力を高めることが期待されます。行政区、社会福祉協議会、老人クラブなどの地域団体は、町民が互いに支え合って暮らせる、地域社会に最も近い組織体です。

多機関の連携による広く町民が参加できる行事の開催などにより、町民の関心を高めることや、さまざまな団体や機関と連携・協力して地域活動を一層活発にし、充実させていきます。

(4)ボランティアによる推進

ボランティア等の市民活動団体は、町民自らがまちづくりの主体として、さまざまな知識や能力を活かして、地域の課題解決に取り組むことが期待されます。

町民、地域活動団体、行政、企業など、それぞれの役割や協力関係を見直し、ともに考え、協力しながら取り組み、成果と責任を共有しあう協働のまちづくりを推進します。

(5)福祉関係者による推進

各種福祉関係事業者が、利用者の立場に立って、質の高い福祉サービスの提供により、利用者の自立を支援するほか、多様なニーズに対応し、他の事業者や関係機関、地域の各種団体などとの連携に努めます。あわせて、サービスの質の確保、利用者の権利擁護、事業やサービス内容等の情報提供及び情報公開を行うなど、必要なサービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

(6)事業所による推進

町内に立地する事業所は、地域の福祉活動に参加したり、町民や団体との交流の場を広げていくなど、地域とのつながりを深め、活力ある地域をともに作り出すため、地域の一員として行動します。

(7)町行政による推進

社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉分野の上位計画となることを踏まえ、保健福祉関連計画は、本計画の理念を踏まえて、一層の福祉の推進に資する内容とするとともに、具体的な施策、事業について整合を図ります。

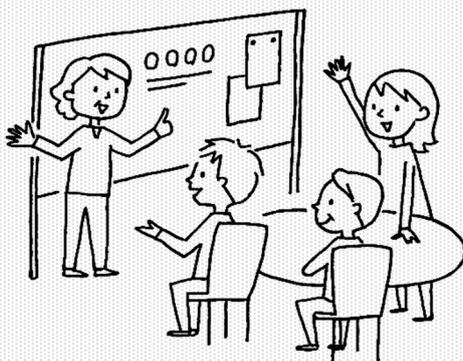
町民の福祉意識の醸成と、地域福祉活動への参加を促進するため、観光、文化を含めた多分野の地域活動との連携や町民活動、防災、まちづくりなど庁内の連携を図ります。

また、民生委員児童委員、地域活動団体、事業所、福祉関係事業所、その他関係機関などとの相互連携・強化を図ります。

あわせて、福祉に関する相談や情報提供など、総合的な保健福祉体制の充実に努めます。

第4章

地域福祉施策の展開





基本目標1 参加・交流による地域づくり

(1) 町民の交流促進

基本目標1

本町の「いま」

- 本町では人口減少が進み、少子高齢化が顕著化しています。
- 地域で暮らす町民同士が顔見知りになり、ふれあうきっかけが必要であり、町内会(区)の活動、多世代のふれあい、交流機会の拡充など、地域活動に参加しやすい環境づくりが求められます。

町民の声



○自分が日ごろから町民同士のつながりをもつように心がけることが、町民同士の自主的な支え合い、たすけあいにおいて最も必要だと思います。

👉 施策の方向性

町民同士がふれあい、交流することができる場や機会の拡充につなげることで交流を促進させ、町民同士が顔見知りになり、互いに支え合う地域づくりにつなげます。

👉 取り組み内容

担当課：民生課・社会福祉協議会

施策展開	内容
地域の交流促進	○町民同士の多様な交流を促進するため、地域の行事や世代間交流、あいさつ運動、趣味の活動や健康づくり活動など、ふれあい活動を促進します。
懇談会等によるニーズ把握	○社会福祉協議会と連携して、各種団体等や地域の懇談会、相談窓口などを通じて、継続的にニーズの調査を推進します。
町内会(区)活動の促進	○町内会(区)活動や地域の行事等への参加を促進するため、回覧などを活用して周知を図ります。
地域資源を活用した交流拠点の検討	○地域の交流を活性化させるための拠点として、公民館や隣保館*等、地域資源の活用を検討します。



(2) 町民の福祉意識の向上

基本目標1

本町の「いま」

○多くの町民が、福祉について身近な課題として考える意識啓発の取り組みや、地域に関心を持ち、活動に参加意欲がある人が必要な情報を入手しやすくなる仕組みが必要とされています。

町民の声



○町内会の活動に参加しない人や、福祉活動に関心のない人が増えている気がします。

👉 施策の方向性

さまざまな方法・媒体を用いて福祉に関する情報発信を行います。また、多くの町民に福祉への関心をもってもらうため、若い世代にも参加してもらえる内容の工夫や啓発を行います。

👉 取り組み内容

担当課：教育委員会・総務課・民生課・社会福祉協議会

施策展開	内容
広報・啓発活動の促進	○町と社会福祉協議会、関係団体等が連携・協働して、さまざまな方法で福祉に関する広報を継続して行うとともに、福祉体験教室などを実施し、啓発活動を推進します。
福祉啓発事業の促進	○ホームページや広報紙、SNS等の媒体を用いて、地域住民や学校での活動の紹介・発信を行い、地域福祉活動の普及啓発を行います。
福祉教育の充実	○学校での福祉教育を推進するとともに、世代間交流の促進や相互理解と協力関係づくりに取り組み、地域での福祉教育の推進を図ります。 ○人権を大切にする地域づくり講演会、各種人権研修会、保護者学級開設事業などを継続して実施し、人権学習を推進します。



(3)自主活動、ボランティア活動の促進

基本目標1

本町の「いま」

- これまでの経験や知識を活かせるボランティア活動を通して、身近な地域で町民同士お互いに助け合える地域づくりが求められています。
- 地域の福祉課題が多様化・複雑化している中で、ボランティアやNPOなどの団体が活動しやすくなるよう、相談や活動につながる支援が求められています。

町民の声



- 活動を担う人材が高齢化しており、後継者不足が問題となっています。
- ボランティア活動に参加したい気持ちはありますが、忙しくて参加できません。

👉 施策の方向性

地域における自主活動やボランティア活動を継続して行うことができるよう、地域を支える人材やボランティア活動に取り組む人材の確保・育成を図ります。

👉 取り組み内容

担当課：民生課・社会福祉協議会

施策展開	内容
活動支援の充実	○白浜町ボランティアセンター（社会福祉協議会内）においてボランティア活動支援を継続して行うとともに、社会福祉協議会と連携して、ボランティア団体の活動支援と、ボランティア団体相互の連携に努めます。
人材・資源確保の推進	○生活支援体制整備事業により、高齢者が抱える日常生活の困りごとに対する支援（生活支援サービス）を行う地域の担い手である生活支援サポーターの養成並びに新たな社会資源の開発に継続して取り組みます。 ○白浜町ボランティアセンターや関係団体と協力して、働く世代や児童・生徒が参加しやすくなるボランティア活動のメニューづくりに取り組みます。
活動拠点機能の確保	○白浜町ボランティアセンターにおける、受け手と担い手の情報収集や調整機能の強化を図るとともに、担い手の育成に取り組みます。



基本目標2 地域ネットワークの仕組みづくり

(1)地域のネットワークづくり

基本目標2

本町の「いま」

- 町行政、社会福祉協議会、関係団体等の地域ネットワークを構築していくことが重要な課題となっています。
- 地域の中で、お互いに相談や声かけのできる体制の充実が求められています。

町民の声



- 各種当事者団体が連携して、地域の課題やそれに対する取り組み方の検討などについて情報共有を図る場を設けています。

👉 施策の方向性

地域での孤立などさまざまな困りごとが増える中で、コミュニティの再生を図るとともに、地域での支え合い活動や地域で解決できない困難な課題に対して、関係機関と連携し解決できる協力体制づくりを推進します。

👉 取り組み内容

担当課：民生課・社会福祉協議会

施策展開	内容
町民同士の連携	○地域における福祉ネットワークを活用して、他分野・多機関との連携・協働によるネットワークを構築し、子どもや高齢者、障がいのある人等の見守りなど、自発的・自主的な参加による地域での見守り活動を推進します。
自主活動、ボランティア団体の連携	○福祉ネットワークに、専門職や福祉サービス事業所などの連携・協力が広がるように、合同での連絡会議などネットワークづくりを推進します。
各種当事者団体の連携	○各種当事者団体のネットワークを構築するとともに、当事者団体の参加者の高齢化に対応した活動支援に努めます。
行政関係機関の連携	○月1回の定例会議を継続して行い、地域課題の把握と対応策の検討を協働で行います。 ○民生委員児童委員の活動について周知を図り、地域での相談活動等を支援します。



(2)町民・行政・事業者等の連携・協力体制の確立

基本目標2

本町の「いま」

○本町ではケース会議等により、町民及び各種団体、サービス提供事業所、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担い、支援が必要な人を地域で支えられるような体制づくりに努めています。

町民の声



○活動範囲やサービスの範囲に捉われない、連携体制づくりや支援体制の構築が求められてきています。

👉 施策の方向性

活動分野の枠を超えて、地域の中で互いに存在を認め合い横の連携を深めることで、支援を必要とする人を地域全体で支えられる体制づくりを推進します。

👉 取り組み内容

担当課：民生課・社会福祉協議会

施策展開	内容
包括的支援体制づくりの推進	○町民、民生委員児童委員、町内会（区）、各種団体、福祉サービス提供事業者、行政といった地域福祉活動の担い手同士が役割を分担し、連携・協働できる仕組みづくりに取り組みます。
関係機関による情報共有の推進	○福祉と関連するその他の専門機関との連携体制を推進していきます。



(3) 高齢者や障がいのある人の社会参加の促進

基本目標2

本町の「いま」

- 本町では、高齢者数や要支援・要介護認定者数、障害者手帳所持者数が増加しています。
- シルバー人材センター*やボランティアセンター、西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわと連携し、高齢者の交流・活動の場の確保や障がいのある人をサービス利用へつなぐ支援を行っています。

町民の声



- 地域活動への参加意向については、60歳以上の年代で他の年代より「できる範囲で参加する」の割合が高くなっています。

👉 施策の方向性

元気な高齢者や地域で暮らす障がいのある人が、地域福祉活動の担い手として参加することを促進します。

👉 取り組み内容

担当課：住民保健課・教育委員会・民生課

施策展開	内容
スポーツ・レクリエーション活動の推進	○高齢者が地域で元気に暮らせるよう、講話やスポーツ、レクリエーションなどを取り入れた介護予防事業を実施し、介護予防や認知症予防の知識の普及を図ります。
生涯学習・文化芸術活動の推進	○年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが自主的に学ぶ機会や文化芸術に親しむ機会を提供する等、生涯学習・文化芸術活動の推進を図ります。
分野を超えた活動参加支援	○障がいのある人が地域でさまざまな活動に参加できるように支援し、ともに活動し、交流できる機会を日常的に確保します。



基本目標3 サービスが利用しやすい体制づくり

(1)サービスの情報提供の充実

基本目標3

本町の「いま」

- ニーズ把握のためには、福祉サービスや生活課題を含めた困りごとを気軽に相談できる環境づくりが求められています。
- 広報誌等の紙面による情報提供を継続しつつ、SNS等の効果的な活用方法を検討していく必要があります。

町民の声



○知りたい福祉の情報について、「各種福祉サービスの利用方法」が2番目に高い割合となっています。

👉 施策の方向性

町民からニーズを把握するための調査や相談を実施するとともに、得られた情報を関係機関と共有することで、町民への適切な情報の提供に取り組みます。

👉 取り組み内容

担当課：総務課・民生課・社会福祉協議会

施策展開	内容
ニーズ把握の体制づくり	○生活状況調査や家庭訪問などを通じて、身近な地域の状況や福祉サービス、生活上の困りごとなどを把握し、相談・支援に結びつくように地域での活動との連携を図ります。
情報の共有化の仕組みづくり	○社会福祉協議会と町行政で、情報交換会議を定期的開催して連携強化を図っており、今後も継続して実施します。 ○地域の情報を共有して各種関係機関が連携・協働し、町民のニーズに基づいたサービスを提供できる仕組みづくりに取り組みます。
効果的な情報提供の充実	○紙面での情報提供を継続して実施しながら、受け手に合わせた内容や効果的な媒体の使用を検討し、情報提供の充実に取り組みます。



(2)相談支援機能の推進

本町の「いま」

- 地域での相談支援体制について、福祉課題が多様化しており、地域の実情にあわせて充実していく必要があります。
- 福祉の総合相談窓口である社会福祉協議会において、適切な相談窓口へとつなげる仕組みを確立してきています。

町民の声



○町の福祉施策として、今後重要だと思う取り組みについては、「身近な場所で相談できる窓口の充実」の割合が高くなっています。

👉 施策の方向性

属性に関わらずあらゆる相談を受け止め、解決につなぐための相談支援や情報共有を行う体制の強化を進めます。

👉 取り組み内容

担当課：民生課・社会福祉協議会

施策展開	内容
相談体制の連携強化	○適切で円滑な対応ができるように、今後も役場内での連携を強化しながら、地域で安心して暮らすための相談や情報提供、手続きなどの問題解決に向けて取り組み、包括的・総合的な支援につながるように、相談体制の強化を図ります。
民生委員児童委員活動の支援	○民生委員児童委員への情報提供を充実させるとともに、内容に応じて必要なサービスにつなげるなど専門的な活動に関わることができるよう、研修内容の充実を図ります。
新たな情報共有手段の検討	○より多くの人々が地域福祉を知り、さまざまな支援等を受けられるように、ICTを活用した情報提供、情報共有方法を検討し、利便性を図ります。



(3)福祉サービスの確保と質の向上

本町の「いま」

- 障がいのある人の高齢化や発達課題のある児童の家族に対する支援等、障害福祉の枠を超えた包括的な支援体制の構築が求められています。
- 福祉サービスの充実に向けて、障害福祉サービス事業所連絡会や、介護保険サービス提供事業者連絡会を定期的に行き、事例検討や社会資源の情報共有を図っています。

町民の声



○どのような福祉のまちをめざすことが望ましいかについては、「介護が必要になっても、安心して福祉サービスを利用できるまち」の割合が最も高くなっています。

👉 施策の方向性

町民の抱える課題やニーズが多様化・複雑化する中で、属性に関わらず対応できるように、社会福祉協議会との連携を強化しながら各種福祉サービスの充実を図り、評価を継続して行うことでサービスの提供体制と質の向上を図ります。

👉 取り組み内容

担当課：民生課・社会福祉協議会

施策展開	内容
社会福祉協議会との連携強化	○今後も継続して地域福祉を推進する中心的な役割を担う社会福祉協議会との連携を強化します。
福祉サービスの充実	○地域における生活支援ニーズ等の把握により、不足する社会資源に対し、新たな住民主体のサービスの創出を推進します。
福祉サービス評価・苦情処理の取り組み	○介護保険サービス事業者の介護サービスに関する自己評価と第三者評価※を継続して促進します。 ○福祉サービス事業者のさまざまな相談に応じて、適切な改善方策の指導と、県の苦情処理体制の活用などを図りながら適切な対応に努めます。



(4)保健・医療、子育て支援等のサービスの充実

本町の「いま」

○保健センター、保育園、幼稚園などと連携して乳幼児期からの発達相談事業を実施しています。また、就学後も成人するまでフォローできる体制を構築しています。

町民の声



○どのような福祉のまちをめざすことが望ましいかについては、「安心して子育てできるまち」の割合が高くなっています。

👉 施策の方向性

保健・医療や子育て支援などに関する相談に応じ、関係機関と連携することでサービスの円滑な利用と切れ目のない支援体制を充実させていきます。

👉 取り組み内容

担当課：住民保健課・民生課

施策展開	内容
保健・医療サービスの充実	○保健・医療体制を確保し、保健・医療・福祉の連携が図れるように、地域資源等を把握し、適切な案内を行い、切れ目のない医療介護の体制づくりに向け、田辺圏域に設置される、在宅医療・介護連携支援センターに参画して推進していきます。
子育て支援サービスの充実	○子育て支援体制・組織をさらに強化して、子育て家庭のニーズの把握、児童虐待などの早期発見など、切れ目のない支援に努めます。



(5) 移動手段の確保・整備

本町の「いま」

○広い町域の中で、高齢者や障がいのある人の通院、役場での手続き、買い物などで不便を感じる人が多くなっており、外出支援の体制づくりが必要です。

町民の声



○地域で日ごろから心配なこと、気になることについては、「日常生活での移動のこと」の割合が高くなっています。

👉 施策の方向性

高齢者や障がいのある人など、町内に住む方々が利用しやすい移動手段の検討・確保を図り、社会参加しやすい環境の整備を行います。

👉 取り組み内容

担当課：総務課・民生課

施策展開	内容
移動手段の確保	○高齢者や障がいのある人など、自分ひとりでの移動が困難な人などの交通利便性を確保するため、医療機関などへの交通手段の確保と移動支援の推進に努めます。
社会参加を促進するための移動支援の推進	○施設通所・通院交通費補助や外出支援サービスの周知を図り、障がいのある人の外出を支援します。 ○自動車改造費助成事業や、公共交通機関の運賃の割引制度の周知を引き続き継続します。



基本目標4 安全・安心のまちづくり

(1)ユニバーサルデザインのまちづくり

基本目標4

本町の「いま」

○本町では、高齢者数や要支援・要介護認定者数、障害者手帳所持者数が増加しているため、ユニバーサルデザインを施した道路や公共施設等の整備が重要です。

町民の声



○駐車場について、障害者等用駐車区画等の塗装等を行っています。

👉 施策の方向性

道路や公共施設等におけるバリアフリー化を推進することで、誰もが利用しやすい移動環境の整備を行っていきます。

👉 取り組み内容

担当課：総務課・民生課・各施設所管課

施策展開	内容
公共施設等のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○役場庁舎等をはじめとする公共建築物については、スロープや手すりの設置、段差の解消など、福祉的配慮のある整備を促進します。 ○商業施設、娯楽施設、旅館・飲食店等のサービス業施設など不特定多数が利用する施設の建設・改修時においては、誰もが利用しやすい施設となるよう指導・助言します。
歩道・道路のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道の設置や歩道の段差解消などについて、必要性・緊急性に配慮しながら、道路整備計画を推進します。 ○JR白浜駅周辺、白良浜一帯など、歩行者の多い地域については、歩道の整備、道路障害物の排除等を推進します。 ○改修や歩道の確保が困難であるような道路については、障害物の撤去、平坦性の確保、誘導・警告ブロックなど、交通安全施設の整備を可能な範囲で計画的に推進します。
交通機関のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○JR白浜駅、その他公共施設におけるバリアフリー化を促進します。 ○ノンステップバスの導入など、路線バス等におけるバリアフリー化を促進します。



(2)権利擁護等の推進

本町の「いま」

- 人権相談窓口の認知度が低いため、広報誌等を活用して周知していくことが重要です。
- 本町では、行政の成年後見支援センターと社会福祉協議会の直営プラス一部委託による、成年後見制度にかかる地域連携ネットワークの「中核機関」を位置づけし、相談から申立支援、受任調整まで総合的に支援する体制を構築してきました。

町民の声



- 成年後見制度の認知度は、名前は知っているという人も含めると高まっています。
- 成年後見制度の相談窓口を知らない人も多くなっています。

👉 施策の方向性

判断能力が十分でない高齢者や、障がいのある人などの権利を守り、地域での暮らしが継続できるように支援していきます。

👉 取り組み内容

担当課：民生課・総務課・社会福祉協議会

施策展開	内容
人権相談	○高齢者や障がいのある人、性的マイノリティなどの人権に関する正しい理解を深めるための啓発に努めるとともに、人権に関する相談窓口の周知を図ります。
福祉サービス利用援助事業の推進	○相談員や支援員の確保により、早期の状況把握と移行手続きのための情報提供を行っていきます。
暴力や虐待、介護放棄等の防止	○子どもたちの安全を確保するための見守り活動を推進します。 ○継続して相談窓口の充実と関係機関との連携強化により、適切な対応を図ります。
成年後見制度利用促進計画の推進	○地域連携ネットワークの「協議会」において専門職団体とのさらなる連携強化を図るとともに、成年後見制度利用や首長申立ての判断が難しいケースに対応できるように、「受任調整」の仕組みを構築します。 ○制度利用にあたってはご本人の「意思決定」を尊重した支援の充実に努めます。 ○市民後見人の養成や法人後見の担い手確保など、都道府県と協働し広域での取り組みを行います。

白浜町成年後見制度利用促進計画

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などの理由により、物事を判断することに難しさや不安のある人が、その人らしく安心して日常生活が営めるように、本人の権利を守る成年後見人等を選び、その成年後見人等が身上保護（住まい・医療・介護などのさまざまなことに関する選択や決定の支援及び必要な手続きなど）や財産管理（本人の預貯金や不動産などを安全に管理し、利用または処分するなど）を行うことによって、本人を法律的に支援する制度です。

本町では、成年後見制度の利用促進や支援体制整備に関わる取り組みを、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく、市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけ、後述する施策を行います。

地域連携ネットワークの整備方針

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に成年後見制度を利用することができるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援を必要とする人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みのことであります。

本町では、地域連携ネットワークの中核となる機関（「中核機関」）を設置し、権利擁護支援を行う「チーム」と、これを支える「協議会」が機能するよう仕組みを整備しており、さらなる機能強化に努めます。

中核機関の運営方針

「中核機関」とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や、「協議会」の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

本町では、主に、成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談対応、成年後見制度の普及・啓発を実施し、町民一人ひとりの権利が尊重されるまちをめざしています。

政策的な判断、対応を行う町の福祉部局と支援の実践、連携を行う成年後見支援センターを「中核機関」と位置づけます。

地域連携ネットワーク及び中核機関の機能の段階的・計画的整備方針

地域連携ネットワーク及び中核機関では以下に掲げる 4 つの機能を担います。

機能	役割
広報機能	チラシや広報紙への掲載、啓発グッズなどにより、成年後見制度を含めた権利擁護事業の情報を発信し、普及・啓発を行います。また、出前講座やセミナーを通して、成年後見制度に対する正しい理解を促進します。
相談機能	相談体制の強化を図ります。また、相談内容に応じ、関係機関や専門職、事業所等と連携し、適切な支援につなげます。

成年後見制度利用促進機能	受任者調整等の支援や担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行を行います。 ・成年後見人候補者の受任調整 ・都道府県と連携し市民後見人や法人後見の担い手の育成 ・成年後見制度への移行が望ましいケースを検討する場の設置
後見人支援機能	市民後見人や親族後見人等の活動支援をします。また、必要に応じ、関係機関や専門職、事業所等と連携し、後見人に対する適切な支援をします。

権利擁護支援チーム・協議会の具体化の方針

「権利擁護支援チーム」（以下「チーム」とは、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのことです。「協議会」とは「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援ができるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体のことです。

本町では、既存の合議体を活用し、後見人や本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者等により「チーム」を編成することで、本人の意思決定を尊重した支援体制づくりを行います。



具体的な取り組み

①成年後見制度に関する普及啓発を強化する

- 権利擁護を必要としている人が、適切に相談窓口につながる環境整備を行います。
- 日常的に、本人を見守る身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等に対し、成年後見制度に関する普及啓発を行い、正しい理解を促進します。

②本人の意思をくみ取った相談対応を行うための体制を構築する

- 相談の背景に潜むさまざまな生活課題を見極めながら、支援の必要性や適切な支援内容の検討、本人の「意思決定支援」ができるよう、相談窓口の機能強化をめざします。
- 「中核機関」が、地域包括支援センター[※]や障害者相談支援事業所等本人に身近な窓口と連携し、支援を必要とする本人の意思を丁寧にくみ取り、「チーム」によるケース検討会議等を通して、必要な権利擁護支援につなげていけるよう体制を整備します。

③専門職からの助言及び専門的判断を受ける体制を構築する

- 権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容、本人にふさわしい後見人等候補者の検討を行う際に、弁護士、司法書士、社会福祉士等から助言や専門的判断を受けられるよう専門職と連携した体制を整備します。

④成年後見制度の円滑な利用に向けた支援体制を構築する

- 支援が必要な人が滞りなく成年後見制度を利用できるよう、本人や親族等の申立の支援体制を整備します。
- 本人の経済的な困窮や申立をする親族がない等の場合には、報酬助成制度や市町村長申立制度の利用につなげられるよう、必要な時に制度が利用できる体制を強化します。

⑤市民後見人や法人後見の担い手育成を図る

- 市民後見人の養成や法人後見の担い手確保など、都道府県と協働し広域での取り組みを行います。
- 市民後見人養成講座の修了生について、実際に市民後見人として活躍できるよう支援します。

⑥後見人等への支援体制を整備する

- 親族後見人や市民後見人が一人で悩まないように、日常的な相談に応じ、必要な場合は、専門職や家庭裁判所からの助言を受けて対応できる支援体制を整備します。



(3)生活の場の確保

本町の「いま」

○地域がいつまでも住み続けたい場所であるために、地域の安全を地域で守っていく取り組みが求められています。

町民の声



○アンケート調査の結果では、地域で立ち話する程度の人が多くなっていることや相談相手が友人・知人であると答えた人も多くなっています。

👉 施策の方向性

高齢者が暮らしやすい地域づくりをするために、日ごろから隣近所での声かけや見守りを実施し、安心して生活できる場所を確保します。

👉 取り組み内容

担当課：民生課

施策展開	内容
ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の見守り促進	○民生委員児童委員や生活支援コーディネーターを通して、地域の見守り体制を構築します。
相談対応の充実	○ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の抱える身近な相談から専門的な相談まで対応できるように、相談にあたる職員の資質向上を図ります。



(4)生活困窮者自立支援・自殺予防の推進

本町の「いま」

- 相談窓口である西牟婁振興局、またその他関係機関と連携し、就労支援や住まいに関する問題などの相談支援、現物給付なども行っています。
- 三段壁周辺のパトロールの実施や自殺予防のための環境整備、町民向けの無料カウンセリングを実施しました。
- 生活困窮者においては、町内の支援機関による「生活困窮者支援プロジェクト会議」により、情報の共有や支援の調整及びそれらを支える社会資源の創出を図りました。

町民の声



○アンケート調査結果をみると、日ごろ不安に思っていることとして、「収入や家計に関すること」が全体で4番目に高くなっています。

👉 施策の方向性

多様化・複雑化している生活課題を抱えている人に対し、適切に支援することができるよう、支援体制の充実を図ります。

👉 取り組み内容

担当課：民生課・社会福祉協議会

施策展開	内容
生活困窮者自立支援制度の推進	○生活困窮を背景にした課題に対して、これまでの支援施策やその他関係施策から適切な支援が行えるように、「生活困窮者支援プロジェクト会議」における情報共有や支援の調整等を促進していきます。
自殺予防の推進	○和歌山県の地域自殺対策強化事業で、三段壁周辺における自殺対策や自殺対策に関する講演会・普及啓発活動などを実施していきます。



(5)緊急時・災害対策の推進

本町の「いま」

○災害に対する不安が多く、避難などに支援が必要な人を把握し、災害時に避難を支援する体制づくりが求められています。

町民の声



○アンケート調査結果では、防災対策としての地域活動は、「隣近所での声のかけあい」と「避難場所・施設的环境整備」が多くなっています。

👉 施策の方向性

日ごろからの地域での顔の見える関係づくりを基本として、避難時に助けを必要とする人を支援する仕組みづくりや大規模自然災害に対する体制の強化、感染症の拡大防止のための対策を進めます。

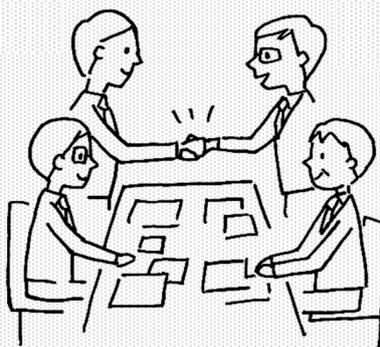
👉 取り組み内容

担当課：総務課・民生課・地域防災課

施策展開	内容
防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○白浜町地域防災計画に基づき、災害予防対策として、避難場所の確保、福祉避難所の指定、避難経路の整備及び周知、避難訓練の実施などを計画的に実施します。 ○災害に対する正しい知識の普及、避難場所の啓発、災害備蓄の推進、自主防災組織の活動支援などを行います。
災害時要支援者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の理解と協力を得ながら、地域ぐるみ防災活動を進めていきます。 ○災害時に支援される側と支える側の双方に、福祉的配慮のある施設の周知を図るとともに、地域に協力・連携体制があることを広く周知します。 ○支援が必要な人の情報は、民生委員児童委員だけでなく支える側となる各種団体でも把握できるようにしていきます。 ○地域で実施している避難訓練への、地域の町民の参加を促進します。
感染症対策への体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県・医療機関等と連携し、柔軟な対応ができる体制の整備、感染症対策を備えた避難所の整備を進めます。

第5章

計画の進捗管理



1—社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な存在として位置づけられており、地域福祉向上を目的とする事業の企画や実施、各種福祉団体の活動支援を通じて、地域に密着したさまざまな事業を実施しています。

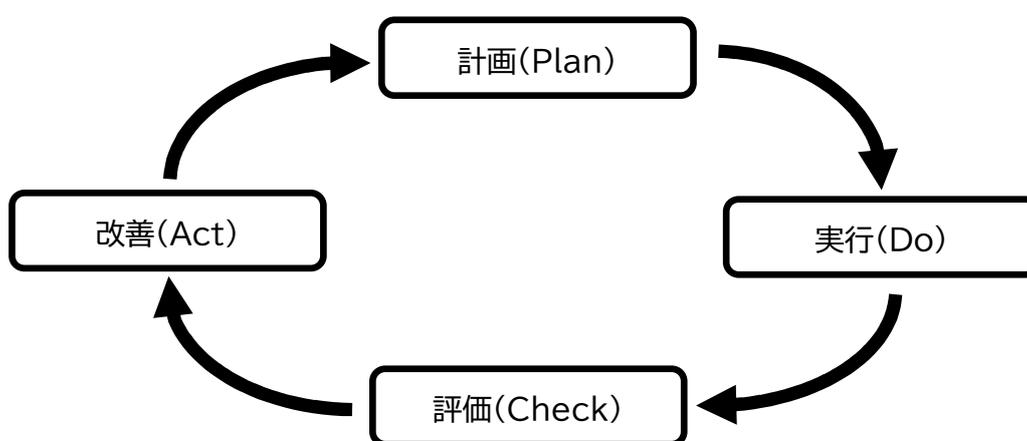
本計画推進にあたり、社会福祉協議会との連携強化は必要不可欠となっており、本町のめざす地域の姿・基本目標の実現に向けてさらなる連携強化を図ります。また、地域での活動を支援し、地域の実情に応じた事業の効果的な推進を担います。

2—計画の進捗状況の把握

地域福祉計画を実行性のあるものとして推進していくために、進捗状況の把握と点検が必要です。このため、計画期間中に進捗状況の点検を行い、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行っていきます。

社会情勢の変化が激しい現状を踏まえ、必要に応じて、計画の評価検証後、施策の見直しをかけるなど柔軟な対応を行います。

【PDCAサイクルのイメージ】



3—庁内の他部門との連携

本計画の担当課である民生課を主として、地域福祉計画の理念の浸透と、福祉の共通となる基盤計画として、庁内の他部門と横断的に連携するとともに、必要に応じて個別計画ごとに調整を図りながら取り組みを推進します。

資料編

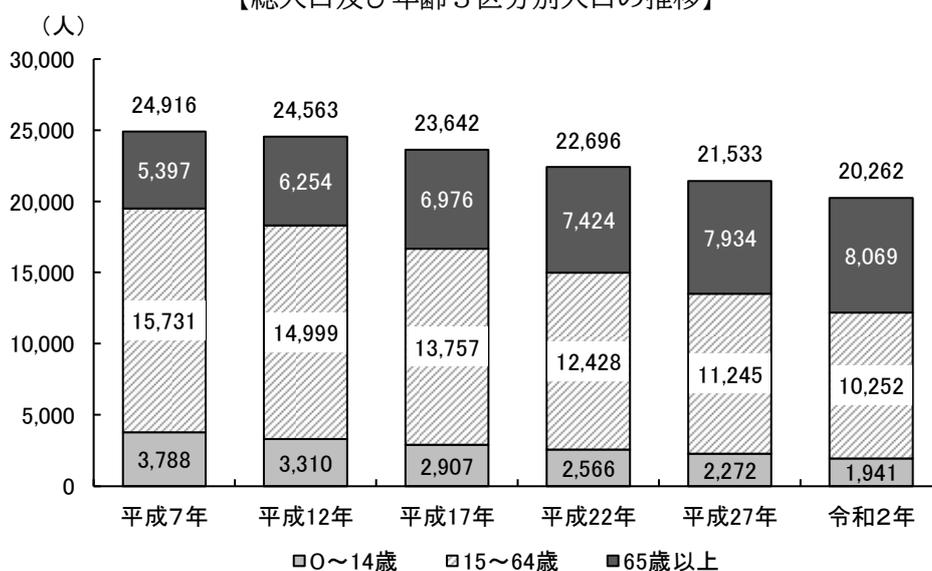
1—町の状況

(1)町の概況

①人口等の推移

総人口は、平成7年から令和2年にかけて減少し続けており、減少率は18.7%で、令和2年には20,262人となっています。また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）はともに減少が続いている一方で、高齢化率（人口に占める65歳以上人口の割合）は上昇しており、令和2年には39.8%とおよそ3人に1人が高齢者となっています。

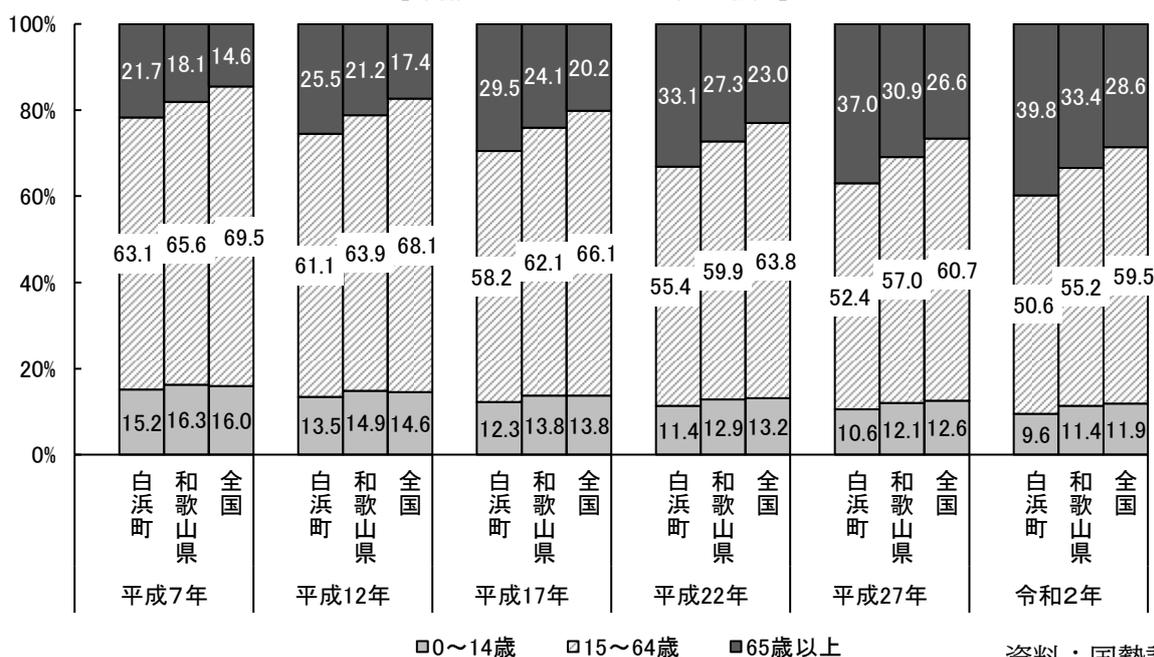
【総人口及び年齢3区分別人口の推移】



※総数については、「年齢不詳」を含むため、合計とは一致しません。

資料：国勢調査

【年齢3区分別人口比率の推移】



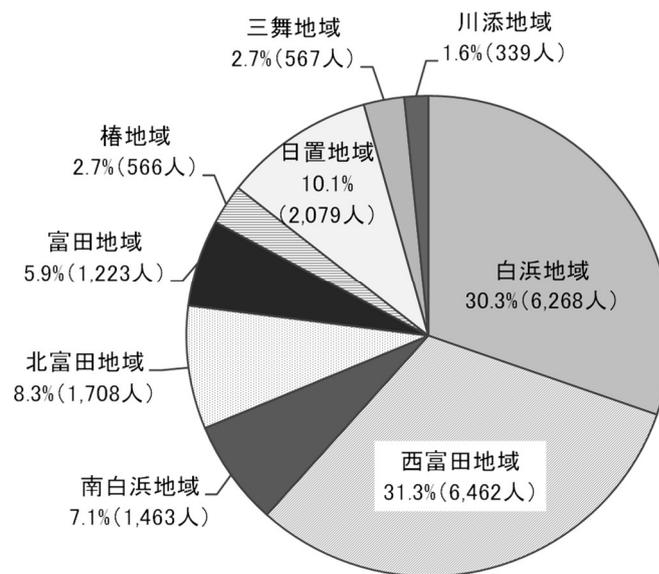
資料：国勢調査

②地域別人口

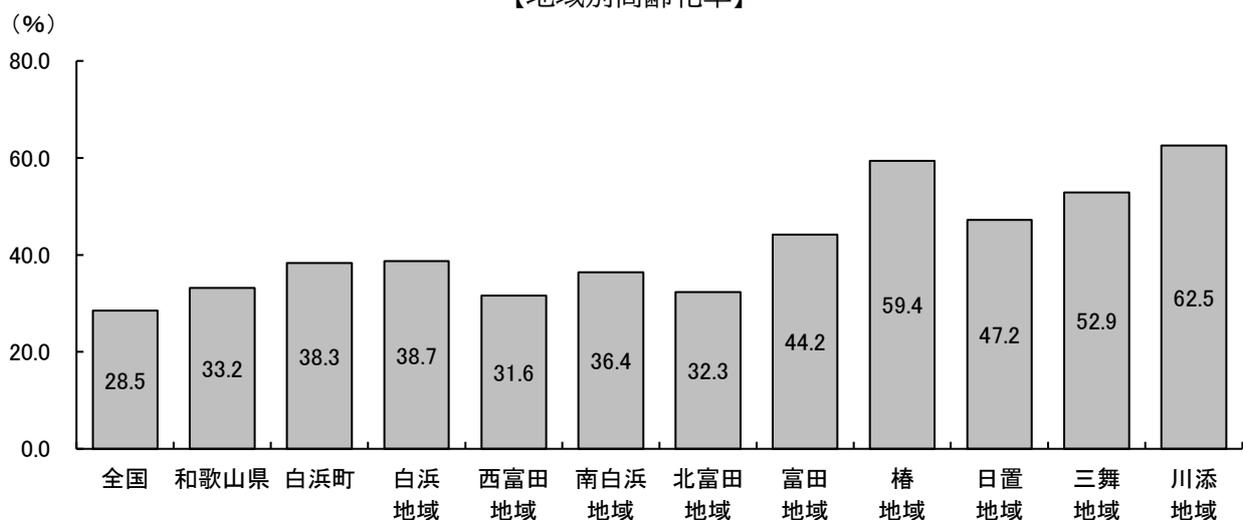
令和3年12月31日現在の本町の総人口は20,675人となっており、地域別では、西富田地域が6,462人(31.3%)、白浜地域が6,268人(30.3%)と多く、次いで日置地域が2,079人(10.1%)となっています。

また、高齢化率は町全体で38.3%となっており、全国や和歌山県よりも高くなっています。地域別では、川添地域が60.0%を超えて高く、椿地域や三舞地域も50.0%を超えています。

【地域別人口】



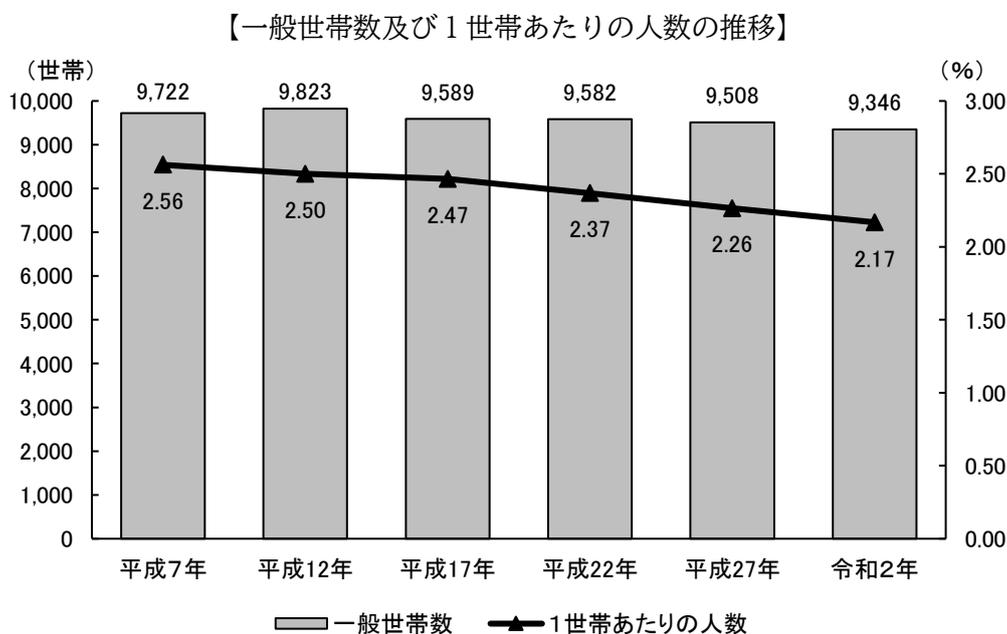
【地域別高齢化率】



資料：住民基本台帳（令和3年12月31日現在）

③世帯

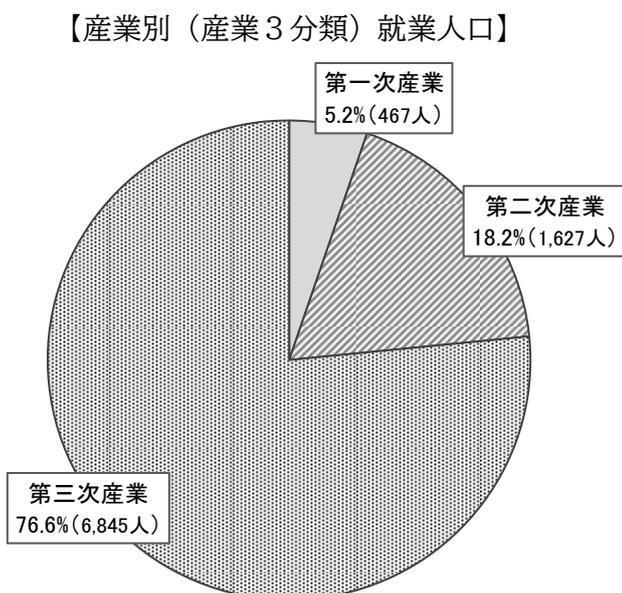
本町の一般世帯数と1世帯あたりの人数の推移をみると、一般世帯数については平成12年をピークに減少傾向にあります。また、1世帯あたりの人数については、平成7年以降減少し続けています。



資料：国勢調査

④産業状況

産業別就業人口（分類不能除く）は全体で8,939人であり、第一次産業が467人で全体の5.2%、第二次産業が1,627人で全体の18.2%、第三次産業が6,845人で全体の76.6%となっています。



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

(2) 高齢者・子ども・障がいのある人の状況

① 高齢者の状況

高齢者の人口は、令和3年に7,922人（65～74歳が3,602人、75歳以上は4,320人）、高齢化率は38.3%となり、平成28年の7,924人、35.8%から人口は減少していますが、高齢化率は2.5ポイントの増加となっています。

【高齢者人口の推移】

(人・%)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総人口	22,137	21,806	21,624	21,282	20,893	20,675
65歳以上	7,924	7,988	8,033	8,051	7,971	7,922
65～74歳	3,831	3,749	3,709	3,657	3,618	3,602
75歳以上	4,093	4,239	4,324	4,394	4,353	4,320
高齢化率	35.8	36.6	37.1	37.8	38.2	38.3

資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

一般世帯数は大きな変化はみられませんが、高齢者のいる世帯数は増加しており、令和2年は5,016世帯で、一般世帯数の53.7%を占めています。

高齢者単身世帯数も増加し続けており、令和2年は1,863世帯となり、一般世帯数の19.9%を占めています。

【高齢者のいる世帯の推移】

	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
一般世帯数	9,823	9,589	9,582	9,508	9,346
高齢者のいる世帯(世帯)	4,189	4,405	4,700	4,992	5,016
一般世帯数に占める割合(%)	42.6	45.9	49.1	52.5	53.7
高齢夫婦世帯(世帯)	1,201	1,364	1,390	1,538	1,491
一般世帯数に占める割合(%)	12.2	14.2	14.5	16.2	16.0
高齢者単身世帯(世帯)	1,200	1,269	1,504	1,701	1,863
一般世帯数に占める割合(%)	12.2	13.2	15.7	17.9	19.9

資料：国勢調査

介護保険の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和4年には、1,769人と、平成30年の1,642人より127人増加しています。要介護度別では、「要介護1」が最も多く、令和4年時点では全体の22.0%を占めています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

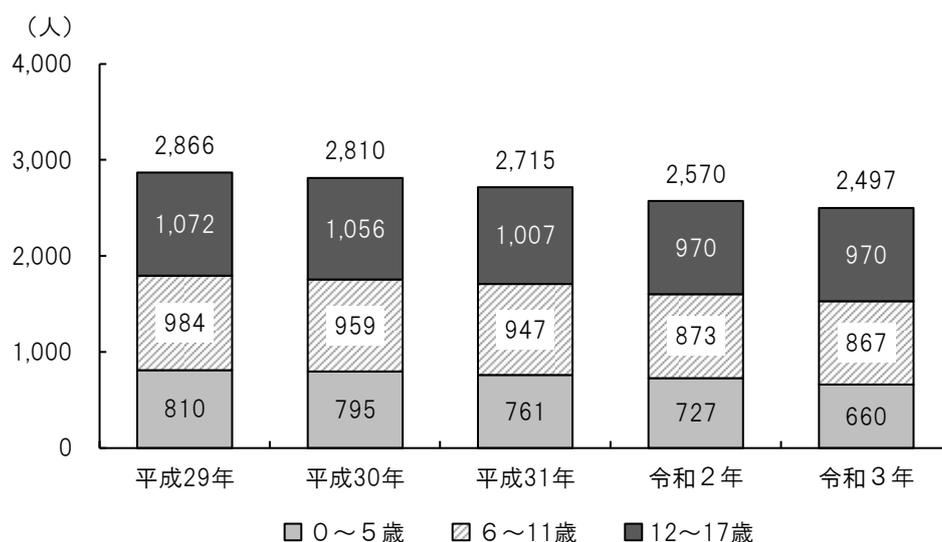
(人)	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
要支援1	216	231	245	227	237
要支援2	225	231	216	214	215
要介護1	320	369	377	379	389
要介護2	253	236	232	262	278
要介護3	192	213	225	218	217
要介護4	242	221	216	226	245
要介護5	194	190	204	189	188
合計	1,642	1,691	1,715	1,715	1,769

資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

②子どもたちの状況

18歳未満の児童人口は、平成29年以降減少傾向が続き、令和3年は2,497人となり、この5年間で12.9%減少しています。中でも、0～5歳の減少率が大きくなっています。

【児童人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

国勢調査によると一般世帯数は、令和2年時点で9,346世帯となっており、その中で18歳未満の子どものいる世帯数は1,369世帯と一般世帯数の14.6%を占めています。

18歳未満の子どものいる世帯では、核家族世帯が85.2%と多く、親子以外の親族と同居するその他の親族世帯は14.1%となっています。

【18歳未満の子どものいる世帯数の推移】

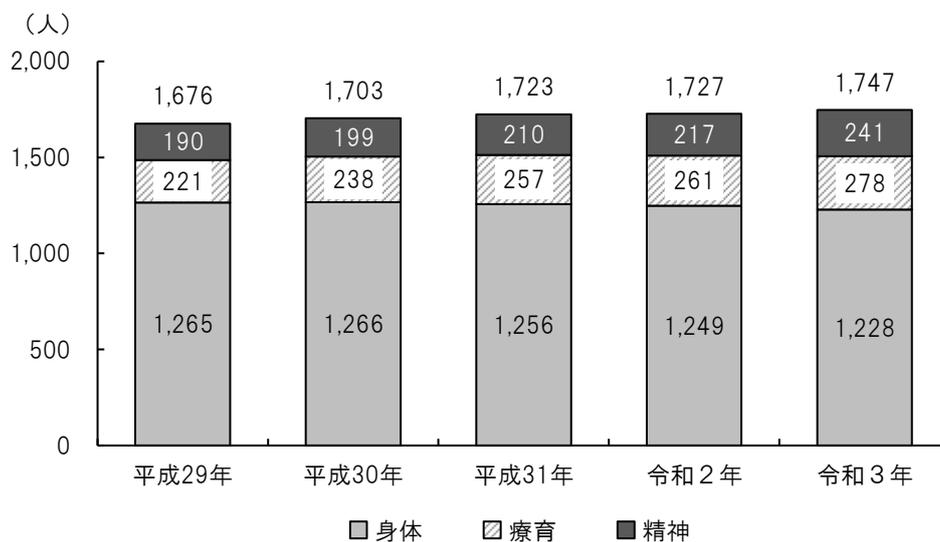
18歳未満の子どものいる世帯	核家族世帯	その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯
1,369世帯	1,167世帯	193世帯	8世帯	1世帯
100.0%	85.2%	14.1%	0.6%	0.1%

資料：国勢調査（令和2年）

③障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数は増加し続けており、令和3年には1,747人となっています。各手帳所持者をみると、身体障害者手帳※所持者数は平成31年以降減少傾向にありますが、令和3年時点で3種合計の70.3%を占めています。また、療育手帳※所持者数や精神障害者保健福祉手帳※所持者数は平成29年以降増加し続けており、中でも精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成29年に比べて26.8%増加しています。

【障害者手帳所持者の推移】



資料：民生課（各年4月1日現在）

④その他

生活保護受給の世帯状況は、令和3年度は258世帯と、令和2年度からほぼ横ばいの数値となっています。

また、心の相談所の利用者数は減少しており、令和2年度から令和3年度にかけて22人減少しています。

【生活保護受給世帯状況】

(世帯)	令和2年度	令和3年度
白浜地域	219	214
日置川地域	53	44
合計	272	258

資料：民生課

【心の相談所利用者数（4～3月計）】

(人)	令和2年度	令和3年度
白浜はまゆう病院	135	113
南和歌山医療センター		
合計	135	113

※南和歌山医療センターは令和元年度に契約を終了いたしました。

資料：民生課

2—計画作成に係る意見聴取の概要

(1) 町民アンケート調査

① 調査の目的

本調査は、本計画作成のための基礎資料として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、福祉に対する意識や地域における活動の参加状況などを把握することを目的として実施しました。

② 調査概要

調査対象者	白浜町にお住まいの18歳以上の方1,000人（無作為抽出）	
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式	
配布数	有効回収数	有効回収率
1,000件	391件	39.1%

(2) 団体ヒアリング調査

本調査は、白浜町を活動範囲とする11団体・組織を対象に、地域福祉に対する考え方や要望、地域の課題や特性などを把握し、本計画作成のための基礎資料とすることを目的として、直接ヒアリング方式で実施しました。

■ ヒアリング協力団体・組織

<input type="radio"/> 白浜町老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 白浜町自治連絡協議会
<input type="radio"/> 白浜町民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 白浜町ボランティア連絡協議会
<input type="radio"/> NPO法人白浜レスキューネットワーク	<input type="radio"/> 白浜町障害福祉サービス事業所連絡会
<input type="radio"/> 福祉サービス事業所	<input type="radio"/> 訪問介護事業所連絡会
<input type="radio"/> 白浜町介護保険サービス提供事業者連絡会	
<input type="radio"/> 白浜町身体障害者連盟	<input type="radio"/> 白浜町社会福祉協議会

(3) 庁内検証

本計画作成にあたって、庁内の関係各課を対象とした前回計画の取り組みの評価・検証を行いました。

(4) 白浜町地域福祉計画作成委員会

本計画策定にあたって、地域福祉計画作成委員会を計4回開催し、計画作成段階から各分野の方々に委員として協議いただき、さまざまなご意見をいただきました。

3—用語説明

この項目では、本文中の言葉について解説しています。末尾の【 】内の数字は初出のページ番号を示しています。

【あ行】

■NPO 【P2】

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される、民間の営利を目的にしない団体。平成10(1998)年12月に施行された「特定非営利活動促進法(通称:NPO法)」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

【か行】

■権利擁護 【P9】

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人や高齢者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

■コミュニティ 【P2】

地域社会や共同体のこと。町や学区等、一定の地域基盤のもとに成立する共通の感情や意識をもった集まり。

【さ行】

■自主防災組織 【P25】

大規模な災害が発生したとき、地域の住民が的確に行動し、被害を最小限にするために、地域住民により自主的に結成された組織。日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練等を行ったり、また、実際に地震が発生したときには、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営を行うなど、さまざまな役割を担っている。

■市民後見人 【P25】

親族以外の住民による成年後見人など。市町村などが実施する養成講座を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた、社会貢献への意識が高い住民で、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方。

■社会福祉協議会 【P8】

社会福祉法に基づき、地域の福祉推進を目的として設置される非営利の民間組織。住民の地域福祉活動の支援、福祉・介護サービスの提供、地域における見守り活動の実施、福祉教育の推進等を担っている。

■社会福祉法 【P6】

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、平成12（2000）年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正された。

■シルバー人材センター 【P43】

定年退職後その他の健康な高齢者の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供する業務を担う公益社団法人。

■身体障害者手帳 【P65】

視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、内部障害等がある人に対し、一定の基準に基づいて都道府県知事等が交付する手帳。状態に応じて1級から6級までの等級に区分され、数字が小さいほど重度障害として判断される。

■生活困窮者 【P2】

生活保護には至らないが、収入や資産が少なく、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

■精神障害者保健福祉手帳 【P65】

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障害により、社会生活に支障がある人に対し、一定の基準に基づいて都道府県知事等が交付する手帳。状態に応じて1級から3級までの等級に区分され、数字が小さいほど重度障害として判断される。

■成年後見制度 【P9】

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人の不利益を回避し、権利を保護するために平成12（2000）年4月から施行された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行等の援助を行う。

【た行】

■第三者評価 【P46】

事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力などを評価すること。

■地域包括ケアシステム 【P6】

厚生労働省が構築に向けて推進する地域の包括的な支援・サービス提供体制のことで、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができることをめざしている。

■地域包括支援センター 【P52】

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護等を行う機関。センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が置かれ、専門性を活かして相互連携しながら業務にあたる。

【な行】

■ニーズ 【P2】

要望、要請、人の欲求のこと。

■ネットワーク 【P23】

組織網。つながり。網状の情報網。一般的には、同じ目的によってつながる網状の仕組み・組織をいう。

【は行】

■8050問題 【P7】

高齢の親とその子どもの世帯が、収入が途絶えたり、病気や介護が必要な状態になるなど、複合的な課題を抱えることで、孤立・困窮してしまうという問題。「80歳代の親と50歳代のひきこもりの子どもが同居している」といった状況から呼ばれている。

■バリアフリー 【P25】

社会参加の障壁となる物理的な環境を改善し（段差の解消、手すりの設置など）、障害、年齢、性別に関係なくすべての人の社会参加を可能とすること。また、精神的な障壁がないことも含む。

■フレイル 【P2】

年齢を重ね段々と体の力が弱くなり、外出の機会が減り、病気にならないまでも手助けや介護が必要となる、心と体の働きが弱くなる状態のこと。

【ま行】

■民生委員児童委員 【P2】

民生委員法に基づき委嘱された、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや子育ての相談を行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

【や行】

■ヤングケアラー 【P7】

法定上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。

【ら行】

■療育手帳 【P65】

知的障害と判定された人に対し、都道府県知事等が交付する手帳。状態に応じてA1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分される。

■隣保館 【P38】

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設。

■老老介護 【P7】

高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に、65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。

4—白浜町地域福祉計画作成委員会名簿

(敬称略・順不同)

氏名	所属	備考
菊本 仁和	白浜町老人クラブ連合会	
藪 義昭	白浜町自治連絡協議会	
辻本 博文	白浜町民生委員児童委員協議会	
下浦 和子	白浜町民生委員児童委員協議会	
中本 ミヨ子	白浜町ボランティア連絡協議会	
藤藪 庸一	NPO法人白浜レスキューネットワーク	
三栖 健次	白浜はまゆう病院	
岡崎 博子	紀南地方老人福祉施設組合	
森山 浩之	白浜町校長会	
市川 崇博	白浜町障害福祉サービス事業所連絡会	
尾子 喜延	西牟婁振興局健康福祉部	
冷水 喜久夫	白浜町権利擁護運営委員会（白浜町社会福祉協議会会長）	委員長
廣畑 尚志	白浜町介護保険サービス提供事業者連絡会	
山崎 恵美子	白浜保育園	
田井 たづ子	白浜町社会福祉協議会（副会長）	副委員長

事務局

所属	役職名	氏名	備考
白浜町役場	民生課長	中本 敏也	
	民生課副課長	山中 孝一	
	民生課福祉係長	廣畑 美香	
	民生課福祉係	平 尚之	
	民生課福祉係	清宮 乙香	

5—作成過程

月 日	項 目
令和4年7月29日(金)	第一回 白浜町地域福祉計画作成委員会
令和4年8月25日(木)～9月9日(金)	町民アンケート調査実施
令和4年9月12日(月)～16日(金)	各種関係団体ヒアリング調査実施
令和4年10月31日(月)	第二回 白浜町地域福祉計画作成委員会
令和4年12月14日(水)	第三回 白浜町地域福祉計画作成委員会
令和5年2月24日(金)	第四回 白浜町地域福祉計画作成委員会

第4期白浜町地域福祉計画

発行年月：令和5年3月

編集・発行：白浜町役場 民生課

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

TEL：0739-43-5702 FAX：0739-43-5225
